

平成22年6月

第174回国会（常会）
通過議案要旨集
（速報版）

衆議院調査局

目 次

第174回国会（常会）議案審議等概況.....	1
第174回国会（常会）議案審査経過	
○ 閣法.....	3
○ 衆法.....	8
○ 参法.....	12
○ 予算.....	14
○ 条約.....	14
○ 承認.....	16
○ 承諾.....	17
○ 決算・国有財産等.....	18
○ 決議案.....	19
両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
○ 総務委員会.....	21
○ 法務委員会.....	30
○ 外務委員会.....	33
○ 財務金融委員会.....	48
○ 文部科学委員会.....	52
○ 厚生労働委員会.....	56
○ 農林水産委員会.....	63
○ 経済産業委員会.....	69
○ 国土交通委員会.....	73
○ 環境委員会.....	79
○ 予算委員会.....	81
○ 議院運営委員会.....	93
○ 災害対策特別委員会.....	94
○ 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会.....	95
決議案	
○ 委員会.....	97
通過議案概要一覧.....	103
【参考】 閉会中審査議案概要一覧.....	115

第 1 7 4 回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

平成22年 1 月18日から 6 月16日までの150日間

2 議案件数

閣 法	6 6 件（成立 3 6 件、継続 1 7 件、 参議院において議決にいたらなかったもの 2 件、 参議院未了 5 件、未付託 1 件、 参議院未付託 4 件、参議院において撤回 1 件）
衆 法	4 2 件（成立 8 件、継続 2 3 件、 参議院において議決にいたらなかったもの 1 件、 否決 4 件、撤回 6 件）
参 法	1 8 件（成立 2 件、参議院未了 2 件、 参議院未付託 1 2 件、参議院において撤回 2 件）
予 算	5 件（成立 5 件）
条 約	1 4 件（承認 1 4 件）
承認を求めるの件	6 件（承認 4 件、参議院未了 1 件、未付託 1 件）
承諾を求めるの件	7 件（継続 7 件）
決 算 等	5 件（継続 3 件、未了 2 件）
決 議 案	
本 会 議	12件（否決 9 件、未了 3 件）
委 員 会	5 件（総務委員会 2 件、文部科学委員会、 農林水産委員会、災害対策特別委員会 各 1 件）

第174回国会（常会）議案審査経過

〔閣 法〕

太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
173	独立行政法人地域医療機能推進機構法案(内閣提出、第173回国会閣法第 8 号)	厚生労働	1/18	5/28	修正		5/31	修正		審査 未了			
173	国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（内閣提出、第173回国会閣法第12号）	国土交通	1/18	5/19	可決		5/20	可決	5/27	可決	5/28	可決	6/4 (43)
174	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 1 号）	総 務	1/22	1/25	可決		1/25	可決	1/28	可決	1/28	可決	2/3 (1)
174	雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第 2 号)	厚生労働	1/22	1/25	可決		1/25	可決	1/28	可決	1/28	可決	2/3 (2)
174	平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第 3 号)	財務金融	2/16	3/2	可決	有	3/2	可決	3/24	可決	3/24	可決	3/31 (7)
174	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第 4 号）	法 務	3/4	3/12	可決		3/16	可決	3/25	可決	3/26	可決	3/31 (11)
174	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（内閣提出第 5 号）	文部科学	2/25	3/12	修正	有	3/16	修正	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (18)
174	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案（内閣提出第 6 号）	厚生労働	2/23	3/12	修正		3/16	修正	3/25	可決	3/26	可決	3/31 (19)
174	介護保険法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出第 7 号）	厚生労働	3/23	3/26	可決	有	3/26	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (16)
174	雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第 8 号)	厚生労働	3/11	3/24	可決		3/25	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (15)
174	国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案（内閣提出第 9 号）	国土交通	3/19	3/26	可決	有	3/30	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (21)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第10号）	国土交通	3/9	3/23	可決		3/25	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (20)
174	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	国土交通	4/20	4/27	可決		4/27	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (33)
174	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	外 務	3/9	3/12	可決	有	3/16	可決	3/25	可決	3/26	可決	3/31 (9)
174	政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	内 閣	5/13					閉会中 審 査					
174	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	財務金融	2/16	3/2	可決		3/2	可決	3/24	可決	3/24	可決	3/31 (6)
174	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（内閣提出第15号）	財務金融	2/16	3/2	可決		3/2	可決	3/24	可決	3/24	可決	3/31 (8)
174	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案（内閣提出第16号）	国土交通	4/27	5/14	可決		5/18	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (41)
174	地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	総 務	2/16	3/2	可決		3/2	可決	3/24	可決	3/24	可決	3/31 (4)
174	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)	総 務	2/16	3/2	可決		3/2	可決	3/24	可決	3/24	可決	3/31 (5)
174	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)	倫理選挙	5/11	5/24	可決		5/25	可決				審議 未了	
174	市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	総 務	3/10	3/16	可決	有	3/23	可決	3/25	可決	3/26	可決	3/31 (10)
174	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	総 務	4/8	4/15	可決		4/16	可決	5/20	可決	5/21	可決	5/28 (37)
174	関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	財務金融	3/11	3/16	可決		3/23	可決	3/25	可決	3/26	可決	3/31 (13)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正 する法律案（内閣提出第23号）	財務金融	3/11	3/17	可決	有	3/23	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (14)
174	農業経営に関する金融上の措置の改善のため の農業改良資金助成法等の一部を改正する 法律案（内閣提出第24号）	農林水産	3/10	3/23	可決	有	3/25	可決	4/1	可決	4/2	可決	4/9 (23)
174	農林水産省設置法の一部を改正する法律案 （内閣提出第25号）							審議 未了					
174	防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する 法律案（内閣提出第26号）	安全保障	4/5	4/9	可決		4/13	可決	6/1	可決		審議 未了	
174	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する 法律の一部を改正する法律案(内閣提出第27 号)	安全保障	5/11					閉会中 審 査					
174	医療保険制度の安定的運営を図るための国民 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣 提出第28号)	厚生労働	3/25	4/14	修正		4/15	修正	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (35)
174	児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内 閣提出第29号)	厚生労働	5/11	5/19	可決	有	5/20	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (40)
174	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を 行う事業の促進に関する法律案(内閣提出第 30号)	経済産業	4/16	5/12	可決		5/18	可決	5/20	可決	5/21	可決	5/28 (38)
174	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機 構法の一部を改正する法律案(内閣提出第31 号)	経済産業	5/11	5/19	可決		5/20	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (39)
174	国家公務員法等の一部を改正する法律案(内 閣提出第32号)	内 閣	4/6	5/12	修正		5/13	修正		審査 未了			
174	国際受刑者移送法の一部を改正する法律案 （内閣提出第33号）	法 務	3/25	3/30	可決		4/6	可決	4/22	可決	4/23	可決	5/6 (29)
174	民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する 法律案（内閣提出第34号）	法 務	5/11	5/21	可決		5/25	可決	6/1	可決		審議 未了	
174	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部 を改正する法律案（内閣提出第35号）	環 境	3/24	3/30	可決		4/6	可決	4/27	可決	4/28	可決	5/10 (31)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(内閣提出第36号)(参議院送付)	国土交通	5/25					閉会中 審 査	4/20	可決	4/21	可決	
174	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第37号)(参議院送付)	国土交通	5/25					閉会中 審 査	4/13	可決	4/14	可決	
174	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第38号)	総 務	5/11	5/25	可決		5/27	可決		審査 未了			
174	放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)	総 務	4/27	5/25	修正		5/27	修正		審査 未了			
174	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)	文部科学	3/23	4/9	可決	有	4/13	可決	4/27	可決	4/28	可決	5/10 (30)
174	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)	厚生労働	6/16					閉会中 審 査					
174	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(内閣提出第42号)	国土交通	5/25					閉会中 審 査					
174	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)	環 境	4/7	4/16	可決		4/20	可決	5/11	可決	5/12	可決	5/19 (34)
174	金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)	財務金融	4/13	4/16	可決		4/20	可決	4/27	可決	5/12	可決	5/19 (32)
174	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(内閣提出第45号)	農林水産	4/19	5/13	修正	有	5/13	修正	5/18	可決	5/19	可決	5/26 (36)
174	小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)	経済産業	3/17	3/19	可決		3/23	可決	4/13	可決	4/14	可決	4/21 (24)
174	中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)	経済産業	3/19	3/26	可決	有	3/30	可決	4/13	可決	4/14	可決	4/21 (25)
174	航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)	国土交通	5/27					閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第49号)	経済産業	5/25					閉会中 審 査					
174	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(内閣提出第50号)	農林水産	5/20					閉会中 審 査					
174	高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第51号)	国土交通	4/13					閉会中 審 査					
174	地球温暖化対策基本法案(内閣提出第52号)	環 境	4/20	5/14	可決		5/18	可決		審査 未了			
174	刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第53号)(参議院送付)	法 務	4/14	4/27	可決	有	4/27	可決	4/13	可決	4/14	可決	4/27 (26)
174	予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第54号)(参議院送付)	厚生労働	5/25					閉会中 審 査	4/13	可決	4/14	可決	
174	環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)(参議院送付)	環 境	5/11					閉会中 審 査	4/20	修正	4/21	可決	
174	地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第56号)(参議院送付)	総 務	5/25					閉会中 審 査	4/27	可決	4/28	可決	
174	国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出第57号)(参議院送付)	総 務	5/25					閉会中 審 査	4/27	可決	4/28	可決	
174	地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第58号)(参議院送付)	総 務	5/25					閉会中 審 査	4/27	可決	4/28	可決	
174	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第59号)								4/6	撤回			
174	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第60号)	厚生労働	4/16					閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	郵政改革法案（内閣提出第61号）	総 務	5/18	5/28	可決		5/31	可決				審議 未了	
174	日本郵政株式会社法案（内閣提出第62号）	総 務	5/18	5/28	可決		5/31	可決				審議 未了	
174	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第63号)	総 務	5/18	5/28	可決		5/31	可決				審議 未了	
174	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）	財務金融	5/26					閉会中 審 査					

〔 衆 法 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
173	北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置 法案（石破茂君外10名提出、第173回国会衆 法第1号）	国土交通	1/18	5/19	否決		5/20	否決					
173	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改 正する法律案（大口善徳君提出、第173回国 会衆法第3号）	倫理選挙	1/18					閉会中 審 査					
173	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及 び児童の保護等に関する法律の一部を改正 する法律案（高市早苗君外3名提出、第173 回国会衆法第5号）	法 務	1/18					閉会中 審 査					
173	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律案（馳浩君外4名提出、 第173回国会衆法第6号）	厚生労働	1/18					閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
173	地域住民等による安全で安心して暮らせる まちづくりの推進に関する法律案(井上信治 君外3名提出、第173回国会衆法第11号)	内 閣	1/18					閉会中 審 査					
173	国等による障害者就労施設からの物品等の 調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外 6名提出、第173回国会衆法第12号)	厚生労働	1/18					閉会中 審 査					
173	国民年金法等の一部を改正する法律案(長勢 甚遠君外5名提出、第173回国会衆法第13号)	厚生労働	1/18	4/9	撤回 許可								
174	P T A・青少年教育団体共済法案(馳浩君外 5名提出、衆法第1号)			5/14	撤回								
174	政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄 君外4名提出、衆法第2号)	倫理選挙	6/15					閉会中 審 査					
174	過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正 する法律案(総務委員長提出、衆法第3号)	審査省略					3/2	可決	3/9	可決	3/10	可決	3/17 (3)
174	教育公務員特例法の一部を改正する法律案 (下村博文君外3名提出、衆法第4号)	文部科学	6/16					閉会中 審 査					
174	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の 支援に関する法律の一部を改正する法律案 (北朝鮮による拉致問題等に関する特別委 員長提出、衆法第5号)	審査省略					3/23	可決	3/26	可決	3/31	可決	3/31 (17)
174	地震防災対策強化地域における地震対策緊 急整備事業に係る国の財政上の特別措置に 関する法律の一部を改正する法律案(災害対 策特別委員長提出、衆法第6号)	審査省略					3/23	可決	3/29	可決	3/31	可決	3/31 (12)
174	低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外 4名提出、衆法第7号)	環 境	4/20					閉会中 審 査					
174	国立国会図書館法の規定により行政各部門 に置かれる支部図書館及びその職員に関す る法律の一部を改正する法律案(議院運営委 員長提出、衆法第8号)	審査省略					3/26	可決	3/31	可決	3/31	可決	4/7 (22)
174	国家公務員法等の一部を改正する法律案(塩 崎恭久君外4名提出、衆法第9号)	内 閣	4/6	5/12	否決		5/13	否決					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	幹部国家公務員法案（塩崎恭久君外 4 名提出、衆法第10号）	内 閣	4/6	5/12	否決		5/13	否決					
174	北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外 5 名提出、衆法第11号)	国土交通	6/16					閉会中 審 査					
174	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（秋葉賢也君外 4 名提出、衆法第12号）	総 務	4/8	4/15	否決		4/16	否決					
174	国民年金法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第13号)	審査省略					4/13	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (27)
174	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第14号)	審査省略					4/13	可決	4/20	可決	4/21	可決	4/28 (28)
174	気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、衆法第15号）	環 境	4/20					閉会中 審 査					
174	地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案（竹本直一君外 4 名提出、衆法第16号）	農林水産	4/19	5/13	撤回 許可								
174	障害者自立支援法等の一部を改正する法律案（田村憲久君外 4 名提出、衆法第17号）	厚生労働	5/27	5/28	撤回 許可								
174	公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外 4 名提出、衆法第18号)	倫理選挙	6/16					閉会中 審 査					
174	P T A ・青少年教育団体共済法案（文部科学委員長提出、衆法第19号）	審査省略					5/18	可決	5/25	可決	5/26	可決	6/2 (42)
174	国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案（小沢一郎君外 6 名提出、衆法第20号）	(議院運営)						閉会中 審 査					
174	国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案(山本拓君外 4 名提出、衆法第21号)	農林水産	5/24					閉会中 審 査					
174	口蹄疫対策緊急措置法案(江藤拓君外 5 名提出、衆法第22号)			5/26	撤回								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案（園田康博君外 6 名提出、衆法第23号）	厚生労働	5/27	5/28	撤回 許可								
174	国際平和協力法案（中谷元君外 4 名提出、衆法第24号）	安全保障	6/16					閉会中 審 査					
174	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外 4 名提出、衆法第25号）	安全保障	6/16					閉会中 審 査					
174	口蹄疫対策特別措置法案(農林水産委員長提出、衆法第26号)	審査省略					5/27	可決	5/28	可決	5/28	可決	6/4 (44)
174	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第27号)	審査省略					5/31	可決	6/1	可決		審議 未了	
174	津波対策の推進に関する法律案(二階俊博君外 6 名提出、衆法第28号)	災害対策	6/15					閉会中 審 査					
174	スポーツ基本法案（森喜朗君外 5 名提出、衆法第29号）	文部科学	6/15					閉会中 審 査					
174	死因究明推進法案（下村博文君外 5 名提出、衆法第30号）	内 閣	6/15					閉会中 審 査					
174	自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外 7 名提出、衆法第31号)	安全保障	6/16					閉会中 審 査					
174	国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外 6 名提出、衆法第32号)	内 閣	6/15					閉会中 審 査					
174	離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外 4 名提出、衆法第33号)	国土交通	6/15					閉会中 審 査					
174	離島航路航空路整備法案(武部勤君外 4 名提出、衆法第34号)	国土交通	6/15					閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
174	農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外 4 名提出、衆法第35号)	農林水産	6/15					閉会中 審 査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(佐藤正久君外 4 名提出、参法第 1 号)											審議 未了	
174	国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案(林芳正君外 1 名提出、参法第 2 号)											審議 未了	
174	児童扶養手当法等の一部を改正する法律案 (渡辺孝男君提出、参法第 3 号)								5/19	撤回			
174	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(林芳正君外 7 名提出、参法第 4 号)											審議 未了	
174	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案 (林芳正君外 7 名提出、参法第 5 号)											審議 未了	
174	母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、参法第 6 号)	厚生労働	5/12	6/16	可決		6/16	可決			5/12	可決	
174	国家公務員法等の一部を改正する法律案(林芳正君外 3 名提出、参法第 7 号)									審査 未了			
174	幹部国家公務員法案 (林芳正君外 3 名提出、参法第 8 号)									審査 未了			

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
174	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案（総務委員長提出、参法第9号）	総 務	5/21	6/16	可決		6/16	可決			5/21	可決	6/16 (45)
174	アレルギー疾患対策基本法案(浜四津敏子君外四名提出、参法第10号)											審議 未了	
174	口蹄疫対策特別措置法案（渡辺孝男君提出、参法第11号）								5/27	撤回			
174	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案（松あきら君提出、参法第12号）											審議 未了	
174	会計法の一部を改正する法律案(山下栄一君外10名提出、参法第13号)											審議 未了	
174	独立行政法人制度の廃止の推進に関する法律案（山下栄一君提出、参法第14号）											審議 未了	
174	茶業振興法案（山田俊男君外3名提出、参法第15号）											審議 未了	
174	義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（義家弘介君外2名提出、参法第16号）											審議 未了	
174	義務教育段階の外国人学校に対する支援に関する法律案（山下栄一君外10名提出、参法第17号）											審議 未了	
174	障がい者の所得保障の充実のための国民年金法等の一部を改正する法律案(山本博司君提出、参法第18号)											審議 未了	

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
174	平成21年度一般会計補正予算（第2号）	予 算	1/18	1/25	可決		1/25	可決	1/28	可決	1/28	可決
174	平成21年度特別会計補正予算（特第2号）	予 算	1/18	1/25	可決		1/25	可決	1/28	可決	1/28	可決
174	平成22年度一般会計予算	予 算	1/22	3/2	可決		3/2	可決	3/24	可決	3/24	可決
174	平成22年度特別会計予算	予 算	1/22	3/2	可決		3/2	可決	3/24	可決	3/24	可決
174	平成22年度政府関係機関予算	予 算	1/22	3/2	可決		3/2	可決	3/24	可決	3/24	可決

〔 条 約 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
174	刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	3/19	4/2	承認		4/6	承認	4/22	承認	4/23	承認
174	刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	3/19	4/2	承認		4/6	承認	4/22	承認	4/23	承認
174	刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	3/19	4/2	承認		4/6	承認	4/22	承認	4/23	承認
174	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	4/13	4/21	承認		4/22	承認	5/18	承認	5/19	承認
174	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	4/5	4/9	承認		4/13	承認	5/11	承認	5/12	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
174	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	4/5	4/9	承認		4/13	承認	5/11	承認	5/12	承認
174	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	4/5	4/9	承認		4/13	承認	5/11	承認	5/12	承認
174	所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	外 務	4/5	4/9	承認		4/13	承認	5/11	承認	5/12	承認
174	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	外 務	4/13	4/21	承認		4/22	承認	5/18	承認	5/19	承認
174	社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付）	外 務	5/19	5/26	承認		5/27	承認	4/13	承認	4/14	承認
174	航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）	外 務	5/19	5/26	承認		5/27	承認	4/13	承認	4/14	承認
174	特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）（参議院送付）	外 務	5/25	6/16	承認		6/16	承認	4/20	承認	4/21	承認
174	国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件（条約第13号）（参議院送付）	外 務	5/25	6/16	承認		6/16	承認	4/20	承認	4/21	承認
174	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）	外 務	4/13	4/21	承認		4/22	承認	5/18	承認	5/19	承認

〔 承 認 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
173	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第173回国会承認第1号）	経済産業	1/18	3/17	承認		3/23	承認	3/25	承認	3/26	承認
173	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第173回国会承認第2号）	経済産業	1/18	3/17	承認		3/23	承認	3/25	承認	3/26	承認
174	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	総 務	3/23	3/25	承認	有	3/26	承認	3/30	承認	3/31	承認
174	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）							審議 未了				
174	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	国土交通	5/11	5/19	承認		5/20	承認	5/27	承認	5/28	承認
174	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	経済産業	5/25	5/26	承認		5/27	承認		審査 未了		

〔 承 諾 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
173	平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/18					閉会 中 審 査				
173	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/18					閉会 中 審 査				
173	平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/18					閉会 中 審 査				
174	平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	6/16					閉会 中 審 査				
174	平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	6/16					閉会 中 審 査				
174	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	6/16					閉会 中 審 査				
174	平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	6/16					閉会 中 審 査				

〔決算・国有財産等〕

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
173	平成20年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/18				閉会中審査	
	平成20年度特別会計歳入歳出決算							
	平成20年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成20年度政府関係機関決算書							

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
173	平成20年度国有財産増減及び現在額總計算書	決算行政監視	1/18				閉会中審査	
173	平成20年度国有財産無償貸付状況總計算書	決算行政監視	1/18				閉会中審査	

< N H K 決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
171	日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	総 務	1/18		審査未了			
174	日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	6/16		審査未了			

〔決議案〕

< 本会議決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
174	議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案 (川崎二郎君外4名提出、決議第1号)	議院運営	2/4		審査未了		
174	予算委員長鹿野道彦君解任決議案(町村信孝君外 3名提出、決議第2号)	審査省略				2/18	否決
174	議院運営委員長松本剛明君解任決議案(逢沢一郎 君外2名提出、決議第3号)	審査省略				2/25	否決
174	衆議院議長横路孝弘君不信任決議案(谷垣禎一君 外4名提出、決議第4号)	審査省略				2/25	否決
174	内閣委員長田中けいしゅう君解任決議案(浜田靖 一君外5名提出、決議第5号)	審査省略				5/13	否決
174	環境委員長樽床伸二君解任決議案(浜田靖一君外 2名提出、決議第6号)	審査省略				5/18	否決
174	総務委員長近藤昭一君解任決議案(浜田靖一君外 6名提出、決議第7号)	審査省略				5/27	否決
174	経済産業委員長東祥三君解任決議案(浜田靖一君 外6名提出、決議第8号)	審査省略				5/31	否決
174	農林水産大臣赤松広隆君不信任決議案(大島理森 君外7名提出、決議第9号)	審査省略				5/31	否決
174	衆議院議長横路孝弘君不信任決議案(谷垣禎一君 外9名提出、決議第10号)	審査省略			(注)		未決
174	議員小林千代美君の議員辞職勧告に関する決議 案(川崎二郎君外5名提出、決議第11号)	議院運営	6/2		審査未了		
174	菅内閣不信任決議案(谷垣禎一君外5名提出、決 議第12号)	審査省略				6/16	否決

(注) 6/1議院運営委員会で本会議に上程しないことに決定

< 委員会決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議決日
174	地方税財政基盤の早期確立に関する件	総 務	3/2
174	過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件	総 務	3/2
174	公立学校施設耐震化等の早期実施に関する件	文部科学	4/14
174	平成22年度畜産物価格等に関する件	農林水産	2/19
174	地震防災対策の推進に関する件	災害対策	3/17

両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【総務委員会】

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、地方財政の状況等にかんがみ、平成21年度分の地方交付税の総額を確保するため、所要の加算措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税法の一部改正

- 1 平成21年度分の地方交付税の総額の特例として、2兆9,514億7,500万円を加算すること。
- 2 1の加算額のうち、1兆4,757億3,750万円に相当する額について、平成28年度から平成42年度までの各年度における地方交付税の総額から983億8,250万円をそれぞれ減額すること。

二 特別会計に関する法律の一部改正

交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例に関し、平成21年度及び平成28年度から平成42年度までの繰入の額について所要の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税、自動車取得税、軽油引取税、地方たばこ税等につき、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人住民税における扶養控除を見直すこと。
- 二 自動車取得税及び軽油引取税について、現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持する特例措置を講ずること。
- 三 軽油引取税について、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例措置が停止される場合における税率の特例措置の適用停止等の措置を講ずること。
- 四 地方たばこ税について、税率を平成22年10月1日から引き上げること。
- 五 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告の制度を

創設すること。

六 税負担軽減措置等の整理合理化を行うこと。

七 自動車重量譲与税について、当分の間、譲与割合を1,000分の407とする特例措置を講ずること。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行すること。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の特例

(一) 平成22年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、平成22年度における法定加算額7,561億円、臨時財政対策のための特例加算額5兆3,880億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金3,700億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額5,712億円を控除した額に、地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために1兆4,850億円を加算した額とすること。

(二) 平成22年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を平成28年度以降に繰り延べること。

(三) 平成23年度から平成37年度までの地方交付税の総額について、1,761億円を加算すること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 雇用創出及び農林漁業の活性化等の地域資源の活用に資する事業の実施に必要となる経費の財源を措置するため、平成22年度における措置として「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を設けること。

(二) 平成22年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(三) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

二 地方財政法の一部改正

1 公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長すること。

2 平成22年度に限り、臨時財政対策債を発行することができること。

3 地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置を3年間延長すること。

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正
子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充すること。

四 施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を10年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 題名及び目的規定の改正

法律の題名を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、改正内容に対応し、目的規定中の「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」を「自主的な市町村の合併の円滑化」に改めること。

二 市となるべき要件の特例に関する規定の改正

合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口3万以上を有することとする特例を廃止すること。

三 地方交付税の額の算定の特例に関する規定の改正

地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する経費の需要を基礎として、基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする特例を廃止するとともに、合併市町村に交付すべき地方交付税の額を、合併年度及びこれに続く5年度については、合併前の合算額を下らない額とし、その後5年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とすること。

四 市町村の合併の推進に関する規定の廃止

総務大臣が市町村の合併を推進するための基本指針を定め、当該指針に基づき都道府県が市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとする等の合併推進に向けた国、都道府県による関与を廃止すること。

五 国、都道府県等の協力等に関する規定の改正

1 国は、都道府県及び市町村に対し、これらの求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

六 その他

法律の有効期限を平成32年3月31日まで延長すること。

七 施行期日

改正法の施行期日を平成22年4月1日とすること。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布日施行とすること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 今回の改正により、法の目的が、市町村の合併の推進から自主的な市町村の合併の円滑化に改められたことを踏まえ、関係制度の適正な運用に努めること。
- 二 近年、市町村合併が政策的に推進されてきた経緯にかんがみ、合併市町村の行財政運営や住民参加、住民サービスの状況を引き続き調査・分析し、合併市町村の円滑な行政運営の確保に必要な措置を講ずること。
- 三 近年の市町村合併の進展を踏まえ、市町村への権限移譲を積極的に推進するとともに、それを支えるに足る地方税財政制度の確立に向け、地方との誠実な協議を行うこと。
- 四 広域的な行政の在り方や市町村合併により難しい小規模市町村における事務執行の在り方などについて、引き続き検討を進めること。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付ける等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人に不要財産の処分を義務付けること。
- 二 政府出資等に係る不要財産について、国庫への返納の手続きを定めるとともに、その不要財産が政府出資に係るものである場合の減資の手続きを定めること。
- 三 民間等出資に係る不要財産について、出資者に対する払戻しの手続きを定めるとともに、払戻しをした場合の減資の手続きを定めること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 五 この法律の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行うこと。

○過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第3号）要旨

本案は、過疎地域自立促進特別措置法（以下「現行法」という。）の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成28年3月31日まで延長するとともに、過疎地域の要件の追加、計画策定等の義務付けの見直し、過疎地域自立促進のための地方債（以下「過疎対策事業債」という。）の対象経費の追加等を行うため、必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一 現行法の過疎地域に加え、次に掲げる要件に該当する市町村の区域を過疎地域として追加すること。
 - 1 次のいずれかに該当すること。ただし、(一)又は(二)に該当する場合においては、国勢調査の結果による平成17年人口の昭和55年人口に対する増加率が0.1未満であること。
 - (一) 国勢調査の結果による平成17年人口の昭和35年人口に対する減少率が0.33以上
 - (二) 国勢調査の結果による平成17年人口の昭和35年人口に対する減少率が0.28以上であって、平成17年人口のうち65歳以上の人口の比率が0.29以上、又は15歳以上30歳未満の人口の比率が0.14以下
 - (三) 国勢調査の結果による平成17年人口の昭和55年人口に対する減少率が0.17以上
 - 2 平成18年度から平成20年度までの財政力指数の平均が0.56以下等であること。
- 二 過疎地域自立促進方針、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けを廃止するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の所要の措置を講ずること。
- 三 過疎対策事業債の対象経費について次の拡充措置を講ずること。
 - 1 過疎対策事業債の対象となる施設に、認定こども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設を追加するとともに、小中学校の校舎等について統合要件を撤廃すること。
 - 2 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必

要と認められる事業として市町村計画に定めるもの（基金の積立てを含む。）の実施に要する経費について、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して定める額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とすること。

四 現行法の有効期限について、６年間の延長を行い、平成28年３月31日とすること。

五 この法律は、平成22年４月１日から施行すること。ただし、有効期限の延長に係る改正は、公布の日から施行すること。また、その他所要の規定の整備を行うこと。

○戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案（参議院提出、参法第９号）要旨

本案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制労働の実態がいまだに十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものに、本人の請求により、独立行政法人平和祈念事業特別基金が特別給付金を支給すること。
- 二 特別給付金の額は、戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、25万円から150万円の間の額とし、これを一時金として支給すること。
- 三 政府は、強制抑留の実態調査等を総合的に行うための基本的な方針を定め、これを公表しなければならないものとする。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）

本件は、日本放送協会の平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第37条第２項の規定に基づき、国会の承認を求めるもので、その主な内容は次のとおりである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成22年度収支予算等につ

いて、「国民の協会に対する意見・要望等を踏まえて着実に遂行すべきもの」と認める一方、「その実施に当たっては、国民の目線に立つことを基本とし、経営改革においても十分な情報公開と国民の意見の反映に努めることで、国民の知る権利に応え、健全な民主主義の発達のための言論の自由と国民の権利保障に積極的な役割を果たすことを期待する」等とされている。

一 収支予算

- (1) 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ87億円増加の6,786億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ119億円増加の6,847億円、事業収支における不足額61億円となっている。

なお、事業収支の不足額61億円のほか、債務償還に要する10億円及び建設費の一部48億円の計120億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんする。

- (2) 受信料の額は、月額で、地上契約1,345円、衛星契約2,290円等、前年度どおりである。

二 事業計画

- (1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実のための設備を整備する。
- (2) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。
- (3) 放送番組については、幅広い世代に向けた多様な番組を編成するとともに、信頼され質の高い放送番組を通して社会や文化の発展に寄与する。また、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝え、視聴者の期待にこたえる。
- (4) 国際放送は、邦人向け放送と外国人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実・強化とラジオ国際放送の再編を進め、効果的な情報の発信に努める。
- (5) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保に努める。
- (6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行う。
- (7) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、番組ラインナップの充実等により、利用者の拡

大を目指す。

- (8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (9) 協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンプライアンスの強化等を推進する。また、環境経営に着実に取り組む。

三 資金計画

平成22年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,146億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,175億円をもって施行する。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 平成16年以降に発覚した協会内部の一連の不祥事が、国民の信頼を著しく損ね、受信料不払等世帯が増加し、受信料制度の根幹をも揺るがしかねない事態を招いたことを、協会は真摯に受け止めなければならない。

協会においては、より一層コンプライアンス施策の徹底を図るとともに、職員一人ひとりが視聴者の視点に立って、高い倫理意識を確立し、組織をあげて改革に取り組むこと。

- 二 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送法の趣旨を踏まえ、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底に努めること。また、民主主義社会における自由な報道及び憲法で保障された表現の自由を確保することを、行政権を担う政府においても放送法の趣旨を踏まえ遵守すること。

- 三 受信契約の未契約及び受信料の不払いの割合が依然として全体の約3割に達している現状にかんがみ、協会においては、引き続き、あらゆる策を講じて国民・視聴者の理解を得て、その減少に努め、受信料の公平負担を図るとともに、受信料収入の国民・視聴者への還元の具体的方策について真摯に検討すること。

また、受信料収入に対する契約収納関係経費の比率がなお高い水準にあることから、受信料制度への視聴者理解に不可欠な地域スタッフの業務に配慮しつつも、契約収納業務の効率化をさらに進め、経費削減に努めること。

- 四 協会は、地上放送の完全デジタル化に向け先導的な役割を果たすとともに、政府は、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、共聴施設の改修や経済的弱者等の世帯における受信設備のデジタル化の支援等にあ

らゆる対策を講じ、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すること。

- 五 協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・産業等に係る情報発信を通じて、正確な理解及び日本の対外イメージの向上等に資するよう、番組内容の充実等に努めること。

また、多額の受信料が投じられていることにかんがみ、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務体制及び放送内容の不断の見直しを行うこと。

- 六 協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。

また、協会と子会社の取引は、依然として随意契約比率が高いことから、競争契約比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報の開示に努めること。

- 七 協会は、地域の活性化に資するよう、地域からの情報発信強化等、地域放送の充実等に努めること。また、災害時等において、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制のさらなる充実・強化に努めること。

さらに、高齢者、障害者に関わるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等のさらなる拡充を図ること。

- 八 協会は、番組アーカイブについて、利用者のニーズを踏まえて、提供するコンテンツの充実やサービスの利便性の向上に取り組むなど、サービスの見直しを適宜行うとともに、早期に収支の改善が図られるよう努めること。

【法務委員会】

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を65人増加すること。
- 二 判事補の員数を20人減少すること。
- 三 この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

○国際受刑者移送法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約に基づくものに限らず、刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約その他の今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づいて行うことができるようにするため、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」とされている条約の定義を「日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約」とするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）（参議院送付）要旨

本案は、公訴時効制度について、近時、被害者の遺族等を中心として、殺人等の人を死亡させた犯罪について見直しを求める声が高まっていること等を契機として、これらの犯罪については、より長期間にわたって刑事責任を追及することができるようにすべきであるという意識が、国民の間で広く共有されるようになっているものと考えられること等の諸事情にかんがみ、これらの犯罪に対する適正な公訴権の範囲を確保するため、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 人を死亡させた罪の公訴時効の改正
 - 1 人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、公訴時効の対象から除外するものとする（現行25年）。
 - 2 人を死亡させた罪であって次の刑に当たるものについては、公訴時効期間をそれぞれ次のとおりとすること。
 - （一）無期の懲役・禁錮に当たる罪については30年（現行15年）

(二) 長期20年の懲役・禁錮に当たる罪については20年（現行10年）

(三) (一)及び(二)に掲げる罪以外の懲役・禁錮に当たる罪については10年（現行おおむね5年）

3 改正規定の施行前に犯した罪であって施行の際公訴時効が完成していないものについても適用するものとする。

二 刑の時効の改正

1 死刑の言渡しを受けた者は、刑の時効の対象から除外するものとする（現行30年）。

2 無期又は10年以上の有期の懲役・禁錮の刑の時効期間を次のとおりとすること。

(一) 無期の懲役・禁錮については30年（現行20年）

(二) 10年以上の有期の懲役・禁錮については20年（現行15年）

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪発生から長期間が経過した事件においては、時間の経過による影響を十分に踏まえ、被告人の防禦の機会が適切に保障されるよう引き続き配意しつつ、事案の真相が解明されるよう努めること。

二 犯人を検挙し、事案の真相を明らかにすることが犯罪被害者等を含めた国民の切なる要望であることにかんがみ、犯人の早期検挙のため、初動捜査を始めとする捜査態勢の充実・強化を図りつつ、捜査技術の開発向上等に努めることにより、捜査力をより一層向上させること。

三 捜査資源の適正な配分に配慮した柔軟な捜査態勢や、事案の真相解明に資する証拠品及び捜査資料の適正な保管に努めるなど、捜査機関の人的・物的体制の整備に必要な措置を講ずること。

四 性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討すること。

五 医療事故に対する刑事責任の追及に当たっては、医療行為が患者の生命、身体に一定の危険を及ぼす可能性を内包していることにかんがみ、これに十分配慮した適切な運用に努めるとともに、その原因究明の在り方について検討すること。

六 捜査機関において、未解決事件の犯罪被害者等との意思疎通を十分図るとともに、現在検討されている第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定等を通じて犯罪被害者等のための施策のより一層の充実に努めること。

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、在外公館の位置改正及び廃止を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在ベナン日本国大使館の位置を「ポルトノボ」から「コトヌ」へ改正すること。
- 二 マレーシアにある在コタキナバル日本国総領事館を廃止すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 四 外務公務員の研修員手当の号を追加すること。
- 五 この法律は、平成22年4月1日から施行すること。ただし、別表第一の改正規定中在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

国際社会には現在、解決の糸口が見えない北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題、イランの核問題、不安定な治安状況が続くアフガニスタン情勢、ソマリア沖における海賊被害の多発など、早期解決が求められる数多くの懸案がある。また、金融危機後の経済政策、国際テロリズム対策、核兵器廃絶や気候変動問題への取組、イラク復興に対する援助、ハイチやチリで発生した地震災害の復興支援等にも、国際社会が一致して取り組まなければならない。そのような中、我が国に求められるのは、国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、これら諸問題に毅然と対応する外交力である。そのためには、我が国外交を担う外務省の外交体制強化や危機管理体制の改革が強く求められる。他方、国内においては、依然として財政事情が厳しく、経済も苦境に直面しており、在外職員に支給される在勤手当など、在外公館に係る様々な経費についても、国民から厳しい視線が注がれている。外交体制強化等への取組に際しては、こうした国内事情を重く受け止め、国民の声に真摯に応えていく必要がある。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 我が国の外交力強化の観点から、外交の最前線基地である在外公館の重要性に鑑み、我が国の国益、相手国との相互主義等を踏まえつつ、戦略的に大使館の実館化を進めること。

- 一 在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態の際、在外邦人に対して迅速かつきめ細やかな支援を行えるよう、情報の日常的な提供・共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。
 - 一 我が国の厳しい財政事情を厳粛に受けとめ、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講じること。
 - 一 在勤手当については、各任地の事情を勘案するとともに、民間企業や諸外国外交官の給与・手当の水準、為替・物価の変動など客観的な基準を踏まえ、必要に応じて全般にわたる見直しを行うこと。見直しに際しては、国内の財政事情及び外交活動を推進する上での必要性の双方を考慮し、適切な額を算出すること。
 - 一 国際社会のグローバル化による海外渡航者や在外邦人の増加に伴って領事業務の重要性が高まっていることに鑑み、邦人の活動環境を向上させるため、国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。
 - 一 外務省においては、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。
 - 一 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。
- 右決議する。

○刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第１号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とロシア連邦との間の、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助に係る要件、手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること。
- 二 共助には、(1)証言、供述又は物件の取得、(2)人、物件又は場所の見分、(3)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(4)被請求国の立法機関、行政機関、司法機関その他の国家機関又は地方公共団体の保有する物件の提供、(5)ある者に対する請求国における出頭の招請の伝達又はある者に対して請求国における出頭を求める文書の送達、(6)被請求国の領域において拘禁さ

れ又は刑に服している者の一時的な身柄の移送であって、証言の取得その他の共助の請求に示された目的のためのもの、(7)刑事手続に関する文書の送達、(8)犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、(9)被請求国の法令に反しないその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含むこと。

三 この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者を、ロシア連邦はロシア連邦法務省及びロシア連邦最高検察庁を、それぞれ指定することとし、両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡すること。

四 被請求国の中央当局は、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める等の場合には、共助を拒否することができること。

五 この条約に基づき請求された共助の実施に当たっては、被請求国は当該共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施し、また、被請求国の権限のある当局は当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとること。

六 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができ、また、両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議すること。

○ 刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と欧州連合加盟国との間の、捜査、訴追その他の刑事手続（司法手続を含む。）に関する共助に係る要件、手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 被請求国は、請求国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続（司法手続を含む。）についてこの協定の規定に従って共助を実施すること。

二 共助には、(1)証言又は供述の取得、(2)映像及び音声の送受信による通話（以下「ビデオ会議」という。）を通じた聴取を可能とすること、(3)物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）、(4)銀行口座に関する記録、文書又は報告の取得、(5)人、物件又は場所の見分、(6)人、物件若しくは場所又

はこれらの所在地の特定、(7)被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供、(8)文書の送達及びある者に対する請求国における出頭の招請の伝達、(9)拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の立証の目的のためのもの、(10)収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに関連する手続についての共助、(11)被請求国の法令により認められるその他の共助であって日本国と欧州連合加盟国との間で合意されたものを含むこと。

三 この協定に規定する任務を行う中央当局として、日本国は附属書 に掲げる法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者を、欧州連合加盟国は同附属書に掲げる各国の当局を、それぞれ指定することとし、日本国及び欧州連合加盟国の中央当局は、この協定の実施に当たって、相互に直接連絡すること。

四 被請求国は、請求された共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施し、また、被請求国の権限のある当局は、当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとること。

五 請求国の法令の下で死刑を科し得る犯罪に関する共助の実施については、そのための条件に関し被請求国と請求国との間で合意がある場合を除くほか、被請求国は、共助を拒否することができること。

六 被請求国は、一定の場合において、請求国の権限のある当局がビデオ会議を通じて被請求国に所在する者から証言又は供述を取得することを可能とすることができること。

七 日本国及び欧州連合加盟国の中央当局は、共助の実施に関する困難を解決し、及び迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができ、また、日本国及び欧州連合は、協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議すること。

○ 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨
本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

本条約は、タイ王国において刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服しているタイ人受刑者を母国に移送するための手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 移送国の領域に所在する刑を言い渡された者については、その言い渡された刑に服させるため、本条約に従い受入国の領域に移送することができること。
- 二 刑を言い渡された者については、当該者が受入国が定める受入国の国民であること、当該者が移送国の刑事施設において拘禁刑に服していること、移送国及び受入国が移送に同意していること、当該者が移送に同意していること等の条件がすべて満たされている場合に限り、本条約に基づいて移送することができること。
- 三 刑を言い渡された者についての移送の要請は、当該者がタイ王国の法令に基づき国家の安全に対する犯罪等特定の犯罪について刑を言い渡されている場合、判決が確定していない場合、当該者の移送がいずれかの締約国の主権等を害するおそれがある場合等には、本条約に基づいて拒否されること。
- 四 締約国は、刑を言い渡された者であって本条約の適用の対象となるものに対し、本条約の内容を通知するよう努め、刑を言い渡された者が本条約に基づいて移送されることについて移送国に対して書面により関心を表明した場合には、移送国はその旨を受入国に対して通報すること。
- 五 移送国は、その裁判所が言い渡した判決及び当該判決の変更又は取消しに関する手続について、また、特赦等を認めること等について専属的な管轄権を保持すること。
- 六 移送後の刑の執行の継続は受入国の法令及び手続により規律され、受入国はいかなる刑も移送国の裁判所が決定した刑期を超えるような方法で執行してはならないこと。
- 七 刑を言い渡された者の移送及び移送後の刑の執行に要する費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、受入国が負担すること。
- 八 本条約は、その効力が生ずる日前又は以後に言い渡された刑の執行に適用すること。

○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とバミューダとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定める

とともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 情報交換に関する規定が適用される租税は、一方の締約者若しくはその地方公共団体等のために課される所得に対する租税とし、日本国については所得税、法人税及び住民税並びに日本国において課される相続税及び贈与税とすること。
- 二 情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）の権限のある当局は、要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合等、要請を拒否することができる場合を除き、要請に応じて情報を提供すること。
- 三 被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するためにすべての関連する情報収集のための措置をとること。
- 四 各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保すること。
- 五 この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、税務当局等に対してのみ、開示することができること。
- 六 課税権の配分に関する規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用し、「一方の締約者の居住者」とは、日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人とし、バミューダについては、バミューダの法令の下において、バミューダ内に通常居住する個人とすること。
- 七 課税権の配分に関する規定が適用される租税は、日本国については所得税及び住民税とすること。
- 八 一方の締約者の居住者が受益者である退職年金等については、当該一方の締約者においてのみ課税することができること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、この協定の一部の規定についてその意味を明確にしている。

○ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第５号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国とシンガポール共和国との間の現行租税協定の情報交換に係る規定を国際標準であるＯＥＣＤモデル条約に沿った内容に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約国の権限のある当局は、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 二 一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとする。
- 三 一方の締約国は、他方の締約国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講じること。
- 四 提供を要請された情報が銀行等が有する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないこと。

○ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第６号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国とマレーシアとの間の現行租税協定の情報交換に係る規定を国際標準であるＯＥＣＤモデル条約に沿った内容に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約国の権限のある当局は、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 二 一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとする。
- 三 一方の締約国は、他方の締約国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該

情報を入手するために必要な手段を講じること。

- 四 提供を要請された情報が銀行等が有する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないこと。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国とベルギー王国との間の現行租税条約の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿った内容に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約国の権限のある当局は、条約の規定の実施又は両締約国若しくは日本国の地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 二 一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとする。
- 三 一方の締約国は、他方の締約国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講じること。
- 四 提供を要請された情報が銀行等が有する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないこと。
- 五 銀行等が有する情報を入手するために、ベルギー王国の税務当局は、情報を開示させ、かつ、調査及び聴取を行う権限を有すること。

○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国とルクセンブルグ大公国との間の現行租税条約の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿った内容に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ルクセンブルク大公国及び我が国の利子免税対象機関としての「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」に該当する機関について所要の修正を加えること。
- 二 両締約国の権限のある当局は、条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 三 一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとする。
- 四 一方の締約国は、他方の締約国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講じること。
- 五 提供を要請された情報が銀行等が有する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないこと。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とクウェートとの間で課税権を調整するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税及び住民税、クウェートについては法人所得税、クウェート資本の法人の純利得からクウェート科学振興財団（K F A S）に支払われる分担金、クウェート資本の法人の純利得から国家予算を支援するために支払われる分担金、ザカート及びクウェート国民である使用人を支援するために課される税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同配当に対

しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他のすべての場合には当該配当額の10%を、それぞれ超えない額の課税をすることができること。

四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、10%を超えない額の課税をすることができること（ただし、政府、中央銀行等が受け取る利子は免税）。

五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税することができるが、同使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、10%を超えない額の課税をすることができること。

六 両締約国の権限のある当局は、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

七 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、二重課税の除去の規定の適用に関する補則、情報の提供を拒否できる場合の内容等を規定している。

○ 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本・アイルランド両国間における年金制度への二重加入の問題等の解消を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、アイルランドについては、国家年金（拠出制）、国家年金（移行）、寡婦・寡夫年金（拠出制）、障害年金、保護者給付（拠出制）、死別手当金並びに雇用及び自営活動に関する保険料の納付義務に関する社会福祉法及び

同法に基づいて定めた規則について適用すること。

- 二 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。
- 三 被用者又は自営業者が、派遣又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。
- 四 アイルランドの実施機関は、アイルランドの給付を受ける権利を確立するため、アイルランドの法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮すること。
- 五 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、アイルランドの法令による保険期間を考慮すること。

○ **航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約者の航空企業は、他方の締約者の協定地域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約者の協定地域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができること。
- 二 一方の締約者の指定航空企業は、付表に定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約者の協定地域内の地点に着陸して定期的に両締約者間の貨客を運送するとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約者の協定地域内の地点との間の貨客を運送することができること。
- 三 一方の締約者の指定航空企業は、他方の締約者の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約者の関税等を免除されること。
- 四 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約者の協定地

域発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。

五 各締約者の航空当局は、自らの協定地域から出発する協定業務のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約者の協定地域から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとってはならないこと。

六 両締約者は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

七 一方の締約者は、他方の締約者に対し、航空の安全に関する協議を要請することができるほか、自らの協定地域内において当該他方の締約者の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができること。

なお、協定の不可分の一部を成す付表は、両締約者の指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定めている。

○特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と国際移住機関との間で国際移住機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員が享有する特権及び免除等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国際移住機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員は、1947年の専門機関の特権及び免除に関する条約の一部規定に基づき専門機関並びにその加盟国の代表者及び職員に与えられる構内及び文書の不可侵、訴訟手続からの免除、通信に関する便益の供与、関税及び直接税の免除等、一定の特権及び免除を享有すること。

二 特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府において認める場合には、国際移住機関は、要請により日本国政府と協議し、その協議により日本国政府及び国際移住機関にとって満足な結果が得られない場合には、その問題は三の手續に従って解決されること。

三 この協定の解釈若しくは適用に関する日本国政府及び国際移住機関の間の紛争等で、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、日本国政府及び国際移住機関がそれぞれ任命する仲裁人並びにこれらの2人の仲裁人により任命され裁判長となる仲裁人の3人の仲裁人から成る仲裁裁判所に付託することとし、仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、日本国政府及び国際移住機関を拘束すること。

四 この協定の改正に関する協議は、日本国政府又は国際移住機関のいずれか一方の要請によって行われ、いずれの改正も、日本国政府と国際移住機関との間の合意によって行われること。

○国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件（条約第13号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の憲章の締結について、国会の承認を求めるものである。

この憲章は、再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的とする国際機関を設立することについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この憲章の締約国は、国際再生可能エネルギー機関（以下「機関」という。）を設立すること。
- 二 機関は、あらゆる形態の再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及びその利用が持続可能であることを促進すること。
- 三 この憲章において、「再生可能エネルギー」とは、バイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風エネルギー等、再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいうこと。
- 四 機関は、特に加盟国の利益のため、再生可能エネルギーに関する実例の分析、把握及び体系化、政策上の助言、技術移転の強化、能力開発の促進等の活動を実施すること。
- 五 加盟国の地位は、国際連合の加盟国である国並びに地域的な経済統合のための政府間機関であってこの憲章に定める目的及び活動に従って行動する意思及び能力を有するものに開放されること。
- 六 総会は、再生可能エネルギーの分野において活動する政府間機関及び非政府機関、この憲章を批准していない署名国等に対してオブザーバーとしての地位を与えることができること。
- 七 総会は、機関の最高組織として、この憲章が対象とする事項又はこの憲章に規定する組織の権能及び任務に関する事項について、討議することができ、また、それらの事項について、決定を行い、及びこの憲章に規定する組織に対して勧告を行うこと等ができること。
- 八 理事会は、加盟国間の協議及び協力の促進、機関の作業計画案及び予算案の検討及び総会への提出、総会の会期のための準備の承認、機関の活動に関

する年次報告案等の検討及び総会への提出等を行うこと。

九 事務局は、総会、理事会及びこれらの補助組織が任務を遂行するに当たり、総会、理事会及びこれらの補助組織を補佐すること。

十 機関の予算は、総会が採択する財政規則に従い、国際連合の分担率に基づき総会が決定する加盟国の義務的な分担金、任意の拠出金その他の財源を財源とすること。

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とカザフスタン共和国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定の下での日本国政府及びカザフスタン共和国政府の間の協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の供給並びにこの協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができること。

二 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、また、この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。

三 この協定の適用を受ける核物質は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受けること。

四 日本国及びカザフスタン共和国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動すること。

五 この協定の適用を受ける核物質について、日本国政府及びカザフスタン共和国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとること。

六 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されないこと。

七 日本国政府又はカザフスタン共和国政府は、それぞれ、カザフスタン共和

国又は日本国について、この協定の一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書 A は、核物質ではない特別な資材及び設備とされるものを、附属書 B は協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

【財務金融委員会】

○平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、平成22年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成22年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること。
- 二 平成22年度において、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、4兆7,541億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができること。
- 三 平成22年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、3,500億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができること。
- 四 平成22年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同勘定から、104億6,835万4,000円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができること。
- 五 この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成22年度予算は、税収を公債金収入が上回るという事態となっており、我が国財政の先行きに対する懸念が強まっていることに鑑み、早急に中期的な経済・財政の展望を示すとともに、具体的な数値目標を盛り込んだ財政健全化の戦略を講ずべく努力すること。
- 一 外国為替資金特別会計の積立金や国債整理基金を取り崩して一般会計に繰り入れることは、外国為替資金特別会計の健全性を損なう恐れや、また国債整理基金の運営に支障をきたす可能性があり、ひいては我が国財政に対する信用の低下を招きかねないため、各特別会計の積立金・資金の設置の趣旨を損なうこととならないよう努めること。
- 一 国債に対する信認を確保していくことの重要性を認識しつつ、節度ある国債発行に努めるとともに、公債の安定消化に向けた一層の取組みを行うこと。

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人所得課税について、年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分を廃止する等の措置を講ずること。
- 二 法人課税について、資本に関する取引等に係る税制の整備、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止等を行うこと。
- 三 国際課税について、外国子会社合算税制を見直す等の措置を講ずること。
- 四 資産課税について、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置を拡充する等の措置を講ずること。
- 五 消費課税について、揮発油税等及び自動車重量税に係る10年間の暫定税率の廃止等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等を行うこと。
- 六 市民公益税制について、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを行うこと。
- 七 納税環境整備について、所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直し等を行うこと。
- 八 情報基盤強化税制の廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図り、あわせて中小企業投資促進税制等の適用期限を延長すること。
- 九 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成22年4月1日から施行すること。

○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法人税関係特別措置で一定のものの適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならないこと。
- 二 財務大臣は、適用額明細書の記載事項を集計する等の方法により、適用の

実態を調査すること。

三 財務大臣は、毎会計年度、当該調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこと。

四 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、当該調査に関する情報の提供を求めることができること。

五 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成22年4月1日から施行すること。

○関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率について所要の措置を講ずるほか、水際取締り強化等のための罰則水準の見直し等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

一 暫定関税率等の適用期限の延長等

平成22年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。

二 水際取締り強化等のための罰則水準の見直し

輸入してはならない貨物を輸入する罪、関税を免れる等の罪等に係る罰則水準を引き上げること。

三 認定事業者制度の整備

保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出に係る規定を整備すること。

四 施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成22年4月1日から施行すること。

○株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、地球温暖化をはじめとした地球環境問題の解決に向け我が国として貢献するため、株式会社日本政策金融公庫が民間金融を補完することを旨としつつ、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融機能を担うことができるよう、株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保

全を目的とする海外における事業を促進することを追加することとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 我が国の優れた技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての輸出、又は、これらが活用される海外におけるインフラ等の事業については、先進国、途上国を問わず、国際協力銀行がこれを積極的に支援し、我が国経済の成長に更なる貢献をするよう国際協力銀行の機能を整備すること。
- 一 地球環境保全に加え、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を適切に果たすため、目的遂行のための信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう、国際協力銀行のあり方について検討を加えること。

○金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）要旨

本案は、今次の金融危機を受けた国際的な議論や我が国の実情を踏まえつつ、金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制の強化等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上のため、清算機関に関する基盤強化を図った上で、一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用を義務付けるとともに、取引情報保存・報告の制度を創設する等の措置を講ずること。
- 二 金融商品取引業者のグループ全体での実効的な監督を可能とするため、金融商品取引業者に対して、連結規制及び監督を導入するとともに、主要株主規制を強化するための措置を講ずること。また、保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準を課すための措置を講ずること。
- 三 投資家保護を確保するため、金融商品取引業者全般に対して当局による破産手続開始の申立てを可能とするための制度整備等を行うこと。
- 四 別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【文部科学委員会】

○ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（内閣提出第 5 号）要旨

本案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 公立高等学校に係る授業料の不徴収

公立高等学校については、原則として授業料を徴収しないものとするとともに、これに要する経費について、国が、地方公共団体に交付するものとする。

二 高等学校等就学支援金の支給

- 1 私立高等学校等に在学する生徒等は、高等学校等就学支援金の受給資格について都道府県知事等の認定を受けて、一定額の高等学校等就学支援金の支給を受けることができるものとする。
- 2 保護者等の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要がある生徒等については、支給額を増額するものとする。
- 3 高等学校等就学支援金は、私立高等学校等の設置者が生徒等に代わって受領し、生徒等の授業料に充てるものとする。
- 4 国は、この支給に要する費用の全額に相当する金額を、都道府県に交付するものとする。

三 施行期日

この法律は、平成22年 4 月 1 日から施行すること。

（修正要旨）

政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後 3 年を経過した後に見直しを行う場合には、高等学校等における教育の充実の状況、義務教育後における多様な教育の機会の確保等に係る

施策の実施状況、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減の状況を勘案しつつ、教育の機会均等を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

- 二 教育の機会均等を図る観点から、奨学金の給付に係る制度の創設その他の低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担の一層の軽減を図るため、必要な支援措置を講じること。
- 三 高校教育改革の取組を一層進めるとともに、高等学校等における教育の質の更なる向上に努めること。
- 四 私立高等学校の生徒に関しては、本制度の実施後も、授業料が無償とならない上に、授業料以外の教育費負担も大きいことから、今後より一層教育費負担軽減を図る必要があることにかんがみ、私学助成等の充実を図ること。
- 五 特定扶養控除の見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については、適切な対応を検討すること。
- 六 国際人権 A 規約における中等教育の漸進的無償化条項の留保撤回を行うこと。
- 七 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な実施に向けて、最大限努力すること。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応し、放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いについて、放射性同位元素によって汚染された物と同様の規制を行うこととすること。
- 二 許可取消使用者等は、許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置を講じようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこととすること。
- 三 許可使用者等は、放射性同位元素によって汚染された物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要ないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことにつ

いて、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者の確認を受けることができることとすること。また、この確認を受けた物は、この法律その他の政令で定める法令の適用については、放射性同位元素によって汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

四 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 政府は、クリアランス制度の導入について、適正な運用を図るため、事業者等への周知徹底を図ること。また、本制度に関して、広く国民の理解が得られるよう、その趣旨や内容についての広報に努めること。
- 二 文部科学省令に定める安全基準については、最新の技術や知見に基づき安全が確保されるよう適正に定めること。また、本制度の運用に当たっては、事業者等に対して十分な指導及び監督を行い、その厳格な運用がなされるよう万全を期すこと。
- 三 政府は、放射能濃度の測定及び評価結果の確認を行う登録濃度確認機関に対し、適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。
- 四 放射性同位元素の使用を廃止した者等が行う廃止措置については、廃止措置が確実に履行されるよう、政府は、廃止措置の履行の状況を十分に把握し、適切な指導を行うこと。
- 五 政府は、放射性同位元素等の使用等に関する安全規制について確実かつ円滑な実施を確保するため、新たな技術や施設などの状況を踏まえて、必要に応じ安全規制の見直しを図るとともに、専門人材の育成及び安全規制体制の強化に一層努めること。

○ P T A ・ 青少年教育団体共済法案（文部科学委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、P T A 及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 認可

P T A 及び青少年教育団体は、一般社団法人等を設立し、行政庁の認可を

受けて、共済事業を行うことができることとすること。

二 共済事業の種類

- 1 P T Aが行うことができる共済事業は、P T Aが主催する活動における幼児、児童、生徒若しくは学生、保護者及び教職員等の災害、学校の管理下における児童生徒等の災害のほか、学校の管理下以外における児童生徒等の災害等を対象とすること。
- 2 青少年教育団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年、保護者等の災害を対象とすること。

三 監督

行政庁は、共済事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため、必要があると認めるときは、共済団体に対し、業務又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求め、立入検査を行うことができることとし、業務の改善等の監督上必要な命令をすることができることとすること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【厚生労働委員会】

○雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）要旨

本案は、現下の厳しい雇用失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保するため所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国庫は、平成21年度における求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、当初の国庫の負担額に加え、3,500億円を負担するものとする。
- 二 雇用保険の国庫負担については、平成22年度中に検討し、平成23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

○平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案（内閣提出第６号）要旨

本案は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、平成22年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母である等の支給要件に該当する者に対し、１月につき子どもの数に１万3,000円を乗じた額の子ども手当を支給すること。
 - 二 子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方公共団体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、国が負担するものとする。
 - 三 子ども手当について、差押禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を支給する市町村に寄附することができる仕組みを設けること。
 - 四 政府は、子ども手当の平成23年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - 五 この法律は、一部を除き、平成22年４月１日から施行するものとする。
- （修正要旨）
- 一 検討条項において、「政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り

方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との一項を加えること。

- 二 原案において設けられている検討条項について、「子ども手当の平成23年度以降の制度の在り方等」を「平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充」に改めること。

○介護保険法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した者に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減に係る経過措置について、その経過措置の期間を当分の間延長するものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 いわゆる認知症高齢者グループホーム等における悲惨な火災事故が後を絶たないことを深刻に受け止め、小規模な事業所に対するスプリンクラー設置費用の助成等を含め、防災体制の強化・拡充を図ること。
- 二 42万人にも上る特別養護老人ホームの入所待機者を解消するため、現在実施している交付金事業等に加え、更なる施設整備に対する助成、既存施設の転用などあらゆる政策手段を駆使した措置を検討すること。
- 三 介護職員処遇改善交付金事業が実施されているところではあるが、同事業は3年間の時限措置であり、また、介護従事者の処遇が十分改善したとは言えない状況にあることを踏まえ、更なる処遇改善のための方策を講ずること。
- 四 介護保険制度施行後10年の実績を踏まえ、安定的で持続可能な制度とするための見直しを進めるとともに、介護サービスの質的、量的な拡充を図ること。

○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 雇用保険法の一部改正

- 1 1週間の所定労働時間が20時間以上であって31日以上雇用見込みの者に

については、雇用保険の適用対象とすること。

- 2 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者のうち、2年以上前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された者（以下「特例対象者」という。）については、現行制度において遡及可能な2年を超えて遡及して適用できることとすること。

二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

- 1 特例対象者を雇用していた事業主が、雇用保険関係成立の届出を行っていなかった場合には、雇用保険料の徴収時効である2年経過後においても、雇用保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨しなければならないこと。
- 2 平成22年度における雇用保険二事業の保険料率については、弾力変更の規定は適用せず、原則の1,000分の3.5とすること。

三 特別会計に関する法律の一部改正

雇用保険二事業の安定的な運営を確保するために、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することができる暫定措置を講じることとすること。

四 施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行すること。ただし、一の2及び二の1については公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）及び後期高齢者医療の各制度について、保険料の上昇を抑制し、医療保険制度の安定的運営を図るため、財政支援措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国民健康保険制度の改正関係

- 1 国及び都道府県が所得の少ない者の数に応じて市町村を財政的に支援する制度並びに高額な医療費について市町村が共同で負担することに伴う交付金事業等の期限を4年間延長し、平成25年度まで継続すること。
- 2 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は財政の安定化を推進

するため、新たに市町村に対する支援の方針を定めることができるものとする。

- 3 保険者は、保険料の滞納により世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合、当該世帯に属する中学生以下の被保険者に加え、高校生世代の被保険者についても有効期間を6月とする短期被保険者証を交付するものとする。

二 健康保険制度の改正関係

- 1 協会けんぽの被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率については、平成22年度から平成24年度までの間、1,000分の164に引き上げること。
- 2 被用者保険等の保険者に係る後期高齢者支援金の額については、平成22年度から平成24年度までの各年度において、その額の3分の1を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じた負担として算定すること。
- 3 政府は、協会けんぽに対する国庫補助率について、その財政状況等を勘案し、平成24年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

三 後期高齢者医療制度の改正関係

- 1 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の減額措置について、当分の間、市町村及び都道府県が行う財政支援措置を延長すること。
- 2 都道府県は、当分の間、後期高齢者医療広域連合に対して、保険料率の増加の抑制を図るための交付金事業に財政安定化基金を充てることができるものとする。

四 この法律は、一部を除き、平成22年4月1日から施行すること。

（修正要旨）

原案において「平成22年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改めること。

○児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、近年の経済情勢や雇用情勢の変化等を背景に、父子家庭においても、母子家庭と同様に、経済的に厳しい状況等に置かれている家庭があることにかんがみ、当該家庭で生活する子どもの福祉を増進するため、児童扶養手当について、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父を新たに支給対象としようとするものである。

なお、この法律は、一部を除き平成22年8月1日から施行することとしている。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 配偶者からの暴力、配偶者の児童に対する虐待等の原因により別居し、事実上の離婚状態にある世帯において児童を養育する母又は父に対し児童扶養手当が適切に支給されるよう、制度の運営の在り方について検討すること。
- 二 公的年金等の受給者に対する児童扶養手当の支給制限については、児童が育成される家庭の所得水準等をも考慮し、公的年金と児童扶養手当それぞれの趣旨を踏まえつつ、その在り方について検討すること。

なお、障害基礎年金について、受給後に有した子に係る加算制度が設けられたことにより、これまで支給されていた児童扶養手当が支給されなくなる場合があること等を踏まえ、受給世帯に不利な取扱いとならないよう、運用の改善等適切な措置を講ずること。

- 三 児童扶養手当法第13条の2の規定に係る児童扶養手当の一部支給停止措置については、ひとり親家庭の平均収入がなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況が続いていることにかんがみ、受給資格者が就業していること等の一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外している現行の政省令の適用状況を精査した上で、運用の改善等所要の措置を検討すること。

- 四 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和60年法律第48号）における父の所得による支給制限措置に係る改正規定については、ひとり親家庭の生活の安定及びひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長に資するよう、今後、養育費相談支援センターをはじめとする養育費の確保に係る取組みを一層推進するとともに、その取組みの効果等を踏まえ、当該規定の在り方について検討すること。

- 五 ひとり親家庭の父又は母の就労支援策については、就職等に有利な職業訓練の充実を図るとともに、求職中の生活の安定のための支援を検討すること。特に、母子家庭の母で希望する者が常用雇用として就業できるための施策を推進するとともに、企業に対し母子家庭の母の雇入れの促進について強力に要請を行う等自立支援に向けた取組みを積極的に推進すること。また、ひとり親家庭の就業状況等の改善に資するよう、ひとり親家庭の就業状況やひとり親家庭に対する就業支援策等の実施状況等について定期的に調査を行い、

その都度結果を公表すること。

- 六 ひとり親家庭の児童の保育所への優先入所が実質的に可能となるよう、特に入所待機児童の多い都市部における保育サービスの量的整備を促進すること。また、ひとり親家庭を含め子どもがいる父母の仕事と生活の調和を図るため、多様な保育サービスや放課後児童クラブをはじめとする子育て支援の諸施策を推進するとともに、更なる施策の充実・拡充のため、新たな法制も含めた検討を行うこと。さらに、母子家庭の福祉が増進されるよう公営住宅への入居について特別の配慮をしなければならないとの母子及び寡婦福祉法の規定を踏まえ、国において地方公共団体の取組みに対する一層の支援を行うこと。
- 七 児童扶養手当制度について、父子家庭に新たに支給することとなったこと、ひとり親世帯の所得状況、生活実態、社会経済状況の変化及び他の所得保障制度との関係等を踏まえ、その在り方を検討し、所要の措置を講じること。
- 八 児童が規則正しい食生活を送ることにより心身の健全な発達が図られるよう、児童の食生活の中で重要な役割を担っている小学校・中学校における学校給食費の負担軽減を検討すること。

○国民年金法等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第13号）要旨

本案は、公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 障害基礎年金等について、年金受給開始後に子を有するに至ったときにも年金の額を加算するものとする。
- 二 障害厚生年金等について、年金受給開始後に65歳未満の配偶者を有するに至ったときにも年金の額を加算するものとするとともに、国家公務員共済組合等の障害共済年金についても、同様の改正を行うこと。
- 三 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第14号）要旨

本案は、平成22年1月に日本年金機構が発足したこと等に伴い、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の規定中「社会保険庁長官」とあるのを「厚生労働大臣」に改めるとともに、遅延加算金の支給に係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定等を整備しようとするものである。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしている。

○母体保護法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第6号）要旨

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を5年間延長し、平成27年7月31日までとしようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

【農林水産委員会】

○農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、農業経営に関する金融上の措置の改善を図るため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が農業改良資金の貸付けの業務を行うことができることとし、農業改良資金等を貸し付ける公庫に対し政府が利子補給を行う措置を設けるとともに、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象に銀行等の貸付けを追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 農業改良資金助成法の一部改正

- 1 題名を農業改良資金通法に改めること。
- 2 貸付主体を都道府県から公庫に改めること。
- 3 国が貸付原資の3分の2を無利子で供給する方式を改め、政府は、農業改良資金を貸し付ける公庫と利子補給契約を結ぶことができることとすること。
- 4 担保又は保証人の設定を義務付ける規定等を廃止すること。

二 農業経営基盤強化促進法の一部改正

農用地の改良又は造成に必要な無利子資金について、国が貸付原資を無利子で供給する方式を改め、政府は、当該資金を貸し付ける公庫と利子補給契約を結ぶことができることとすること。

三 農業信用保証保険法の一部改正

独立行政法人農林漁業信用基金が民間金融機関の融資における事故の際に補てんする融資保険の対象者に、銀行その他の政令で定める金融機関を追加すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二については、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日、三については、公布の日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、公的資金及び民間資金を有効に活用しつつ、農業経営の改善を図る際に必要となる資金が円滑に融通されるよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 公的資金及び民間資金を有効に活用した農業経営に関する金融上の措置は、農業者等の自主的な判断を尊重した重要な支援措置であることを十分認識し、使いやすさ、分かりやすさを旨として、制度の運用に当たること。特に、無利子資金に対する需要の増大が見込まれることから、その借入に際し様々な制約が付け加えられることのないよう、利用者にとって借りやすい環境整備を図ること。
- 二 新制度が十分に活用されるよう、農業者、都道府県、関係金融機関等に対し、制度改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。また、農業経営に必要な農業者の資金ニーズに応じた確かつ円滑に融通されとともに、資金融通後において着実な経営改善が図られるよう、普及指導センター等をはじめとする関係機関の緊密な連携による支援活動を推進すること。
- 三 見直し後の農業改良資金の貸付けに当たっては、貸付主体となる株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）並びに農業改良措置の認定主体である都道府県による緊密な連携体制を構築し、借入れ窓口等において農業者等にとって親身になった対応が行われるよう、相談・窓口の充実を図るなど農業者等の資金需要へきめ細やかに対応すること。また、災害その他やむを得ない理由により貸付金の償還が困難であると認められる場合には、公庫がその償還金の支払いの猶予を行うよう、所要の措置を講ずること。
- 四 農業改良資金における担保・保証人の義務付けの廃止は、借入れに対して相当の改善になるものの、それに見合うだけの経営資料の整備等の諸条件が加えられる懸念があることから、借入れに係る諸手続及び書類作成の面でも改善が図られるよう、特段の配慮を行うこと。
- 五 「当分の間」実施するとされている担い手育成農地集積資金については、食料自給率向上に資する農用地の改良又は造成の推進に果たしてきた役割を検証し、制度上の位置付けの明確化に向けた検討を進めること。
- 六 銀行等を融資保険の対象にすることについては、融資額に伴う交付金負担を適切なものとし、そのための規程の整備を行うなど、独立行政法人農林漁業信用基金の事業運営にいささかも影響を与えないように万全の措置を講ずること。
- 七 農業関係者に対する信用保証保険制度等については、今後より一層、農業特有のリスクにも配慮しつつ、事業者の多様なニーズへの対応や利用者の利

便性向上が図られるよう、関係省庁が一体となって、制度相互間の連携の強化など必要な見直しを行うこと。

八 農林漁業者の所得の増大を図る観点から、農林水産物に係る地産地消や販路拡大、付加価値向上などの取組を強化するため、制度金融の更なる充実・強化を図ること。その際、無利子資金である林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金等の在り方について、利用者の利便性の観点から、検討を進めること。

右決議する。

○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備に寄与するため、公共建築物等における木材の利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国及び地方公共団体の責務

- 1 国は、公共建築物等における木材の利用に関する人材の育成、技術の開発等の施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策を策定し、実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないものとする。

二 基本方針の策定並びに都道府県及び市町村における方針の策定

- 1 農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする基本方針を定めなければならないものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、国の定める基本方針に即して、自ら整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする方針を定めることができるものとする。

三 公共建築物等の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備

- 1 木材の製造を業として行う者は、公共建築物等に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（以下「木材製造高度化計画」という。）

を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。

- 2 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(修正要旨)

一 目的規定の修正

木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献する旨を規定するとともに、この法律の目的として、木材の自給率の向上に寄与することを追加すること。

二 定義規定の修正

「木材の利用」の定義に、「工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として木材を使用すること」を追加するほか、「木材を使用した木製品を使用すること」を含むものとする。

三 国の責務に関する規定の修正

国の責務として、必要な財政上及び金融上の措置に関する規定及び木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方の検討に関する規定を追加すること。

四 事業者の努力及び国民の努力に関する規定の追加

関係者の責務規定に代えて、事業者の努力及び国民の努力に関する規定を追加すること。

五 基本方針に関する規定の修正

- 1 基本方針に定める事項として、「基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項」を追加すること。
- 2 農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年1回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないものとする。

六 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策に関する規定の追加

「公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策」として、住宅における木材の利用、公共施設に係る工作物における木材の利

用、木質バイオマスの製品利用及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する規定を追加すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 植林、育林、伐採、木材利用及び再植林という森林の循環を促進することにより森林の有する地球温暖化の防止等の機能が十分に発揮されるとともに、木材の建築材料等としての利用を促進することにより二酸化炭素の大気中への排出等が抑制されるよう木材利用を促進すること。
 - 二 木材の利用により化石資源の消費が抑制されるとともに、木材の多段階の利用の促進を通じて廃棄物の排出が抑制されるなど環境への負荷が低減されることにより、循環型社会の形成に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。
 - 三 木材の利用による森林の循環を促進することにより、国土の保全、水源のかん養その他の森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう木材利用を促進すること。
 - 四 木材の地産地消等により、木材関連事業の振興を促進し、併せて安定的な雇用の増大を図り、山村をはじめとする地域の経済の活性化に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。
 - 五 建築基準法等の規制についての本委員会及び連合審査会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、修正後の本法第3条第5項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。
- 右決議する。

○口蹄疫対策特別措置法案（農林水産委員長提出、衆法第26号）要旨

本案は、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 口蹄疫のまん延を防止するための措置

- 1 農林水産大臣が車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域内において、都道府県知事が消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、その使用する車両その他の物品を消毒しなければならないこと。
- 2 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、農林水産大臣が患畜等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域として指定する地域内において家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができるものとし、所有者が当該勧告に従わないとき等において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができるものとする。

二 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等

国は、都道府県知事又は家畜防疫員が、この法律の規定に基づき消毒を実施するために要する費用、焼却又は埋却を実施するために要する費用、患畜等以外の家畜の殺処分による損失の補てん等を実施するために要する費用、焼却又は埋却を行った者に交付する費用の全部又は一部を負担するものとする。

三 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置

- 1 国は、口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている家畜の生産者、関連事業者等の経営の安定及びその生活の安定を図るため、事業再建等に必要な資金の無利子の貸付けその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行し、平成24年3月31日限りでその効力を失うものとする。
- 2 政府は、この法律及び家畜伝染病予防法の施行の状況等を踏まえ、平成24年3月31日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、家畜伝染病予防法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるものとする。

【経済産業委員会】

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案 （内閣提出第30号）要旨

本案は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、重要性が増大しているエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業を促進するため、当該事業の実施に必要な資金の調達円滑化及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 主務大臣は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方針を定め、これを公表するものとする。
- 二 主務大臣は、事業者の作成した特定事業計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれる等の要件に適合する場合これを認定し、認定事業者に対して株式会社日本政策金融公庫が指定金融機関を通じて実施する金融支援措置を講じること。
- 三 株式会社日本政策金融公庫は、主務大臣の指定した指定金融機関に対し、認定事業者が特定事業を実施するために必要な資金の貸付け等の業務（特定事業促進円滑化業務）を行うことができるものとする。
- 四 経済産業大臣は、リース保険契約の引受け、エネルギー環境適合製品に関する情報の提供等の業務を行う一般社団法人等で、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により需要開拓支援法人として指定することができるものとする。
- 五 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案 （内閣提出第31号）要旨

本案は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源・エネルギーの安定的な供給を確保することの重要性がより一層増していることにかんがみ、我が国企業による資源確保の支援を強化するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務の拡充等の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 我が国企業が金属鉱物の鉱山権益の資産買収を行う場合に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）がこれを支援す

るための出資を行うことができることとすること。

- 二 我が国企業が金属鉱物や石油、天然ガスの権益の買収を行う場合や資源開発プロジェクトを実施する場合に、機構がこれらを支援するために出資や債務保証を行うための資金を、政府保証付き長期借入金や債券の発行により調達することができることとすること。
- 三 機構の主たる事務所の所在地を神奈川県から東京都に変更すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、平成22年7月1日から施行すること。

○小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）要旨

本案は、最近における個人事業を取り巻く経済環境及び家族一体で行われることが多い事業の実態にかんがみ、個人事業主の配偶者や後継者を始めとする共同経営者の将来への安心を確保すること等を目的として、小規模企業共済制度の充実を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 小規模企業共済の加入対象に、個人事業主の共同経営者を追加すること。
- 二 共済契約の締結拒絶事由として、小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するときを追加すること。
- 三 共済契約が解除されたものとみなされる事由のうち、個人事業主がその事業と同一の事業を営む会社を設立するために事業を廃止する場合において、その事業に係る金銭以外の資産の出資をすることを条件としないものとする。
- 四 共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者に、配偶者又は子に事業の全部を譲渡した共済契約者であって、解約手当金の支給を受ける権利を配偶者又は子に譲渡していないものを追加すること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、中小企業の連鎖倒産を防止するためのセーフティネット機能の強化等を図るため、中小企業倒産防止共済制度の共済金の貸付けを行う事由を拡大するとともに、共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うために貸付限度額等を政令事項に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次の

とおりである。

- 一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約者に対して共済金を貸し付ける事由に、私的整理等に係る手続であって経済産業省令で定めるものがされることを追加すること。
- 二 共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うため、貸付限度額等を政令事項に改めること。
- 三 償還期間の上限を５年から10年に延長すること。
- 四 共済金を約定よりも早期に完済した共済契約者に対して早期償還手当金を支給するものとする。
- 五 この法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、中小企業が引き続き困難な経営環境に直面している状況に鑑み、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 共済金の貸付限度額を政令で定めるに当たっては、制度の元来の趣旨に鑑み、国会での議論を十分に踏まえ、適切に意見を反映するよう対応すること。また内容については、共済収支に与える影響を十分勘案しつつ、企業倒産の動向等を踏まえ、中小企業の連鎖倒産防止に実効性のある水準に設定するとともに、必要に応じて柔軟に見直しを行うこと。
- 二 本共済制度の基盤の確立と安定を図るためには、共済契約者数を確保することが不可欠であることに鑑み、共済契約者の負担の軽減を図る等により制度の魅力を高めるとともに、効果的な普及・広報活動を継続的に実施すること。
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、制度の安定的運営を図るため、一層の経営合理化を進めるものとし、将来にわたって国庫からの交付金に極力依存しない経営を確立するよう努めること。
- 四 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業のニーズに応じて共済金の貸付手続に要する期間の短縮及び簡素化に引き続き取り組むものとし、新たに追加される共済金の貸付事由の審査期間も極力短くするよう努めること。

○ **外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第173回国会承認第1号）要旨**

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成21年4月10日閣議決定）に基づき、平成21年4月14日から平成22年4月13日までの間、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第4項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

○ **外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第173回国会承認第2号）要旨**

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成21年6月16日閣議決定）に基づき、平成21年6月18日から平成22年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定により、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第4項の規定により、北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

○国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（内閣提出、第173回国会閣法第12号）要旨

本案は、北朝鮮による核実験の実施等の一連の行為をめぐり、国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物の検査等の措置を定めようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

- 一 北朝鮮を仕向地又は仕出地とする貨物のうち、国連安保理決議により北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止が決定された大量破壊兵器関連の物資等であって政令で定めるものを、「北朝鮮特定貨物」と定義すること。
- 二 海上保安庁長官は、我が国の内水、領海又は公海にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、領海及び公海においては船長等の承諾を得た上で、海上保安官に、検査をさせることができること。
- 三 税関長は、我が国の港にある船舶又は我が国の空港にある航空機が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、税関職員に、検査をさせることができること。
- 四 海上保安庁長官又は税関長は、検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したとき等は、海上保安庁長官にあっては当該船舶の船長等に対し、また、税関長にあってはその所有者等に対し、その提出を命ずることができること。
- 五 海上保安庁長官又は税関長は、提出を受けた北朝鮮特定貨物を保管しなければならないこと。
- 六 海上保安庁長官は、一定の事由があるときは、船舶の船長等に対し、検査に適した場所への船舶の回航を命ずることができること。
- 七 公海上の外国船舶に対する検査、提出命令及び回航命令は、それぞれ、旗国の同意がなければできないこと。
- 八 関係行政機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。
- 九 検査、提出命令及び回航命令に従わなかった者には、罰則を科すこと。
- 十 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとし、国連安保理決議第1874号（検査等の要請に係る部分に限る。）がその効力を失ったときは、速やかに廃止するものとする。

○ 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、国土調査を一層促進するため、平成21年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成22年度を初年度とする計画を策定することとするとともに、同計画の対象となる国土調査事業に、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を追加するほか、都道府県又は市町村が一定の要件を満たす法人に国土調査の実施を委託することができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国土調査促進特別措置法の一部改正

- 1 国土調査事業として国の機関又は都道府県が行う基本調査を、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査の基準の設定のための調査に係るものとする。
- 2 国土交通大臣は、平成22年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

二 国土調査法の一部改正

- 1 国土調査を行う者は、当該国土調査の開始前に、公示をしなければならないこと。
- 2 都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者として一定の要件に該当する法人に、国土調査に係る調査、測量等を委託することができること。
- 3 国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあっては、その実施を委託した都道府県又は市町村が、国土調査と関係がある測量又は調査を行う人又は法人に対して報告及び資料の提出を求めることができること。
- 4 植物等を伐除させ、又は土地の使用を一時制限し、若しくは土地等を一時使用したために損失を生じた場合においては、伐除させ、又は一時制限し、若しくは一時使用した者は、その損失を受けた者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならないこと。
- 5 地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあっては、当該法人は、土地の所有者がこれに同意するときは、当該土地の分割又は合併があったものとして調査を行うことができること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 新たに策定する国土調査事業十箇年計画においては国民にとって分かりやすい指標を示すとともに、毎年度の進捗状況の公表や中間年での計画の見直しを行うこと。
- 二 国の行う基本調査と市町村が行う地籍調査との効果的な連携を図ること等により、立ち遅れている都市部及び山村部における地籍調査事業の一層の促進に努めること。
- 三 国と地方の管理を問わず、官民境界確定に関しては、地理空間情報活用推進基本法における基盤地図情報の整備についての国の役割を踏まえ、適切に対処すること。
- 四 地籍調査の推進のため民間委託の積極的な活用を図ること。また、民間委託に当たっては、適切な委託先が選定されるよう留意するとともに、制度の悪用を防止するよう努めること。
- 五 不動産登記、固定資産税、林政、公共事業等の関係部局との緊密かつ適切な連携により、国土調査の推進を図ること。
- 六 国土調査事業に係る所要の予算の確保に努めること。
- 七 国民の一層の理解を深めるため、国土調査の必要性について、あらゆる方法を通じて広く周知するよう努めること。

○国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から直轄国道や一級河川等の維持管理に係る都道府県等の負担金を廃止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国の直轄事業に係る都道府県等の負担金の廃止

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、次の関係法律の整備を行うこと。

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）
- 2 道路の修繕に関する法律（昭和23年法律第282号）

- 3 道路法（昭和27年法律第180号）
- 4 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）
- 5 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）
- 6 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）
- 7 河川法（昭和39年法律第167号）
- 8 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）

二 平成22年度の特例

- 1 災害による危険な状況に対処するために速やかに施行することを要する砂防設備に係る工事については、平成22年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担すること。
- 2 安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要がある道路を構成する施設又は工作物に係る特定の事業については、平成22年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担すること。
- 3 災害の発生を防止し、又は流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要がある河川管理施設に係る工事又は河川の管理のための設備の更新については、平成22年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担すること。

三 施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約」附属書及び附属書の改正に対応するため、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う一定のタンカーに、船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示、当該積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）の際の事前通報等を義務付けるとともに、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大すること等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 船舶からの油の排出の規制

- 1 船舶から排出された油が滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域として政令で定める海域においては、重質油をばら積みの貨物又

は燃料油として積載した船舶を、船舶の安全確保又は人命救助のために必要な場合を除き、航行させてはならないこと。

- 2 船舶間貨物油積替えを行う一定のタンカーの船舶所有者に対して、船舶間貨物油積替作業手引書の備置き等を義務付けること。
- 3 日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行うタンカーの船長に対して、海上保安庁長官への事前通報を義務付けるとともに、海上保安庁長官は、油の排出のおそれがある場合には、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更等を命ずることができること。

二 船舶からの排出ガスの放出の規制

- 1 窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等を行うために、国土交通大臣の承認を受けたものについては、放出規制の適用除外とすること。また、窒素酸化物放出規制について、従来適用除外とされていた原動機の一部を適用対象とすること。
- 2 航行中に、進入しようとする海域に係る燃料油中の硫黄分濃度に関する基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更をする船舶の船舶所有者に対して、燃料油変更作業手引書の備置き等を義務付けること。
- 3 原油の輸送の用に供するタンカーの船舶所有者に対して、揮発性物質放出防止措置手引書の備置き等を義務付けること。
- 4 国際航海に従事する一定の船舶の船舶所有者に対して、オゾン層破壊物質を含む設備の一覧表の備置き等を義務付けること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成22年7月1日から施行すること。

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚（以下「排他的経済水域等」という。）が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、これらの保全及び利用の促進を図るため、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全及

び拠点施設の整備等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならないこと。

二 排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域を低潮線保全区域として政令で定めることとし、当該区域内において、海底の掘削等の低潮線の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこと。

三 基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する泊地等の港湾の施設については、特定離島港湾施設として国土交通大臣が建設、改良及び管理を行うこととし、当該施設の存する港湾であって国土交通大臣が公告する水域において、水域の占用等の港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこと。

四 二又は三の許可を受けないでこれらの許可を要する行為を行った者等に対する罰則を設けること。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）要旨

本件は、平成18年10月14日より北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成22年4月9日に入港禁止の期間を平成23年4月13日まで1年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【環境委員会】

○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ばい煙排出者及び排出水を排出する者等に対し、ばい煙量又は排出水の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けるものとする。
- 二 事業者は、ばい煙又は排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙又は汚水等の排出等の状況を把握するとともに、ばい煙の排出抑制又は水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないものとする。
- 三 都道府県知事は、ばい煙排出者が、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき等は、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができるものとする。
- 四 公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を製造等する施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故により指定物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を義務付けるものとする。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、廃棄物の適正な処理の確保を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- 二 建設工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の適用は、元請業者を事業者と

すること。

- 三 廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、環境省令で定める期間ごとに、当該廃棄物処理施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならないこととすること。
- 四 廃棄物処理施設である廃棄物最終処分場について許可を受けた者がその許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人は、当該廃棄物最終処分場が廃止基準に適合するまで維持管理を行う義務を有することとすること。
- 五 不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を 3 億円以下の罰金に引き上げることとすること。
- 六 政令で定めることとしている産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、許可を受けた者の事業の実施能力及び実績を勘案したものとすることができることとすること。
- 七 廃棄物処理業等の許可の欠格要件に該当する場合のうち、廃棄物処理業等の許可を取り消された場合を、特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合に限定することにより、連鎖的な許可の取消しに対する手当てをすること。
- 八 廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、施設に関する技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができることとすること。
- 九 廃棄物を輸入できる者として、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができ、当該国外廃棄物を国内において処分することに相当の理由があると認められる者を追加すること。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【予算委員会】

○平成21年度一般会計補正予算（第2号）

本補正予算は、平成21年12月8日に決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を実施するために、歳出面において、雇用、環境、景気、生活の安心確保、地方支援などの対策に必要な経費の追加を行うとともに、平成21年度第一次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額を行う一方、歳入面においては、租税及印紙収入の減収を見込むとともに、公債金及び特例公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加及び修正減少を行うこととしている。

本補正の結果、平成21年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

成立予算	102,473,560 百万円
補正第2号	84,596 百万円
計	102,558,156 百万円

歳出

成立予算	102,473,560 百万円
補正第2号	84,596 百万円
計	102,558,156 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入	9,242,000 百万円
2 政府資産整理収入	23,366 百万円
3 雑収入	7,962 百万円
4 公債金	9,342,000 百万円
(1) 公債金	100,000 百万円
(2) 特例公債金	9,242,000 百万円
計	84,596 百万円

歳出

1 明日の安心と成長のための緊急経済対策費	7,201,255 百万円
(1) 雇用	613,978 百万円

(2) 環境	776,765 百万円
(3) 金融	1,174,177 百万円
(4) 住宅投資	400,000 百万円
(5) 生活の安心確保	784,860 百万円
(6) 地方支援	3,451,475 百万円
2 その他の経費	227,415 百万円
3 平成 21 年度第一次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額	2,696,932 百万円
4 地方交付税交付金の減額	2,951,475 百万円
5 経済緊急対応予備費の減額	150,000 百万円
6 予備費の減額	100,000 百万円
7 その他既定経費の不用額の減額	1,445,667 百万円
計	84,596 百万円

○平成21年度特別会計補正予算（特第 2 号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、労働保険特別会計等14特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、食料安定供給特別会計等 3 特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
交付税及び譲与税配付金勘定		
成立予算	52,156,304	51,935,304
補正第 2 号	198,900	184,200
計	51,957,404	51,751,104

2 国債整理基金特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
成立予算	183,500,839	171,500,839
補正第 2 号	1,394,049	1,394,049
計	182,106,790	170,106,790

3 財政投融资特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
投資勘定		
成立予算	506,141	506,141
補正第 2 号	123,700	123,706
計	382,441	382,435
4 労働保険特別会計		
	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
雇用勘定		
成立予算	3,652,830	3,652,830
補正第 2 号	101,793	7,141
計	3,754,623	3,659,971
5 社会資本整備事業特別会計		
	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 治水勘定		
成立予算	1,392,395	1,392,395
補正第 2 号	2,127	2,127
計	1,390,268	1,390,268
(2) 道路整備勘定		
成立予算	3,412,214	3,412,214
補正第 2 号	455,485	455,485
計	2,956,729	2,956,729
(3) 港湾勘定		
成立予算	540,239	540,239
補正第 2 号	35,063	35,063
計	505,176	505,176
(4) 空港整備勘定		
成立予算	563,932	563,932
補正第 2 号	18,044	18,044
計	545,888	545,888
(5) 業務勘定		
成立予算	503,062	503,062
補正第 2 号	139,231	139,231
計	363,831	363,831

以上のほかに、登記特別会計、エネルギー対策特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、国有林野事業特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、食料安定供給特別会計、国有林野事業特別会計及び社会資本整備事業特別会計である。

○平成22年度一般会計予算

本予算は、国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく観点から、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点をおいて編成されたものである。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は、前年度当初予算に対し3.3%増の53兆4,542億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を11兆90億円上回る44兆3,030億円で、公債依存度は48.0%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）
歳入

1 租税及印紙収入 37,396,000 百万円

「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を講ずることとしている。

2 官業益金及官業収入 15,906 百万円

3 政府資産整理収入 826,267 百万円

4 雑収入 9,758,020 百万円

5 公債金 44,303,000 百万円

(1) 公債金 6,353,000 百万円

(2) 特例公債金 37,950,000 百万円

計 92,299,193 百万円

歳出

1 社会保障関係費 27,268,566 百万円

(1) 年金医療介護保険給付費 20,336,299 百万円

(2) 生活保護費	2,238,820 百万円
(3) 社会福祉費	3,930,506 百万円
(4) 保健衛生対策費	426,199 百万円
(5) 雇用労災対策費	336,743 百万円

子ども手当（仮称）の支給、年金記録問題への集中対応、医療・介護の再生等、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項の実現を図るとともに、肝炎対策の充実、障害者の利用者負担の軽減、生活保護の母子加算の継続等を行うこととした結果、前年度当初予算額に対して 2 兆 4,342 億円増となっている。

2 文教及び科学振興費	5,585,982 百万円
(1) 義務教育費国庫負担金	1,593,767 百万円
(2) 科学技術振興費	1,332,138 百万円
(3) 文教施設費	115,730 百万円
(4) 教育振興助成費	2,395,608 百万円
(5) 育英事業費	148,739 百万円

基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、科学技術の発展の基盤となる基礎研究や、最先端の研究開発に対する支援等に重点化を図ることとしている。

3 国債費	20,649,078 百万円
4 恩給関係費	714,366 百万円
(1) 文官等恩給費	23,951 百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	653,013 百万円
(3) 恩給支給事務費	2,188 百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	35,213 百万円
5 地方交付税交付金	17,094,542 百万円

所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額 9 兆 5,530 億円から、平成 9 年度及び平成 10 年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和 25 年法律第 211 号）に基づき平成 22 年度分の交付税の総額から減額することとされている額 876 億円を控除し、特例加算額等 7 兆 6,291 億円を加えた額を計上している。

6 地方特例交付金	383,165 百万円
-----------	-------------

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成 11 年

法律第 17 号) に基づき、平成 18 年度及び平成 19 年度の児童手当制度の拡充並びに平成 22 年度における子ども手当(仮称)の支給等に伴い、必要となる地方一般財源所要額を補てんする措置、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額及び自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を補てんする措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方特例交付金を地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7 防衛関係費 4,790,293 百万円

「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成 16 年 12 月 10 日閣議決定)、「平成 22 年度の防衛力整備等について」(平成 21 年 12 月 17 日閣議決定)等を踏まえ、各種事態の抑止及び即応・実効的対応能力の確保等を図る一方、コスト縮減への取組など経費の合理化・効率化を行うこととしている。

8 公共事業関係費 5,773,065 百万円

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 治山治水対策事業費 | 686,862 百万円 |
| (2) 道路整備事業費 | 982,179 百万円 |
| (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 | 380,725 百万円 |
| (4) 住宅都市環境整備事業費 | 504,009 百万円 |
| (5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費 | 237,129 百万円 |
| (6) 農林水産基盤整備事業費 | 563,363 百万円 |
| (7) 社会資本総合整備事業費 | 2,200,000 百万円 |
| (8) 推進費等 | 146,099 百万円 |
| (9) 災害復旧等事業費 | 72,699 百万円 |

「コンクリートから人へ」の理念を踏まえ、公共事業関係予算全体を大幅に削減する中で、真に必要な社会資本整備を実施することとしている。また、国土交通省所管の公共事業関係の地方公共団体向け個別補助金を原則廃止し、社会資本整備総合交付金を創設するとともに、農林水産省においても同様に、農山漁村地域整備交付金を創設することとしている。

9 経済協力費 582,180 百万円

ODA 事業量の確保に配慮しつつ、事業の見直しを行い、コスト削減の徹底や予算の縮減・重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10 中小企業対策費 191,074 百万円

中小企業の資金調達の円滑化に必要な経費に十分な予算額を手当てする

とともに、中小企業の研究開発支援や下請取引の適正化に向けた取組等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11 エネルギー対策費 841,984 百万円

新エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、二酸化炭素排出抑制対策等といった低炭素社会の実現に重点的に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や原子力の平和利用の促進等についても取り組むなど、中長期的な観点に立った総合的なエネルギー政策を着実に推進することとしている。

12 食料安定供給関係費 1,159,896 百万円

水田において主食用米を「生産数量目標」に即して生産する販売農家等に対して生産コストと販売価格との差額を給付する米戸別所得補償モデル事業を実施するとともに、麦・大豆、米粉・飼料用米等の作付をした場合に作付面積に応じ主食用米並の所得を確保し得る水準まで助成する、水田利活用自給力向上事業を実施することとしている。

13 その他の事項経費 5,196,824 百万円

14 経済危機対応・地域活性化予備費 1,000,000 百万円

地域経済の活性化、雇用機会の創出、国民生活の安定に関わる経費に係る予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

15 予備費 350,000 百万円

16 平成 20 年度決算不足補てん繰戻 718,176 百万円

計 92,299,193 百万円

○平成22年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等18特別会計（平成22年度においては、特定国有財産整備特別会計及び国立高度専門医療センター特別会計が廃止されることとなっている。）に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、367兆737億8,600万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、176兆3,843億800万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定		
	53,582,442	53,385,142
(2) 交通安全対策特別交付金勘定		
	82,353	76,445

交付税及び譲与税配付金勘定においては、歳入では、一般会計から 17 兆 4,777 億 700 万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から 33 兆 6,172 億 9,500 万円を借り入れ、歳出では、地方交付税交付金として 16 兆 8,935 億 2,900 万円、国債整理基金特別会計への繰入として 34 兆 1,884 億 9,500 万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
189,528,167	177,528,167

平成22年度においては、一般会計から20兆6,490億7,800万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から53兆7,469億1,800万円をそれぞれ受け入れるほか、租税1,582億円、公債金102兆6,108億5,400万円、東京地下鉄株式会社の株式の売払収入1,018億6,200万円、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入172億3,800万円、運用収入1,144億5,000万円、雑収入1,295億6,700万円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第47条の規定により平成21年度において発行予定の公債に係る公債金収入12兆円をそれぞれ受け入れることとしている。

3 外国為替資金特別会計

歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
2,695,892	2,034,132

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするもののできる限度額を、平成21年度の実績見込等を勘案して145兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により、平成21年度の剰余金の全額 2 兆5,006億8,100万円を平成22年度の一般会計に繰り入れるほか、「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の規定により、この会計から3,500億円を平成22年度の一般会計に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
-----------	-----------

(1) 財政融資資金勘定	36,965,939	36,033,342
(2) 投資勘定	118,816	118,816
(3) 特定国有財産整備勘定	103,947	45,232

財政融資資金勘定においては、「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の規定により、積立金の全額 4 兆 7,541億円を一般会計に繰り入れることとしている。

5 労働保険特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 労災勘定	1,175,481	1,126,866
(2) 雇用勘定	4,180,928	4,180,928
(3) 徴収勘定	3,360,541	3,360,541

労災勘定においては、保険給付費について、平成21年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、求職者給付について、非正規労働者に対する適用範囲を拡大することとしている。

6 年金特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 基礎年金勘定	22,278,586	22,278,586
(2) 国民年金勘定	4,738,166	4,629,746
(3) 厚生年金勘定	41,192,086	41,192,086
(4) 福祉年金勘定	11,600	11,600
(5) 健康勘定	8,632,842	8,632,842
(6) 児童手当及び子ども手当勘定	1,768,795	1,768,795
(7) 業務勘定	447,883	447,883

国民年金勘定においては、歳出では、旧法国民年金の受給者数の減等による給付費の減少、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、1兆6,898億4,700万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、8兆4,329億4,700万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等

を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、152億900万円を受け入れることとしている。

児童手当及び子ども手当勘定においては、歳出では、児童手当については、小学校修了前（12歳に到達後最初の年度末）までの児童を対象として、平成22年2・3月分を支給するとともに、子ども手当について、中学校修了前（15歳に到達後最初の年度末）までの子どもを対象として支給することとしている。また、放課後子どもプラン及び家庭的保育事業（保育ママ）等の拡充を行い、仕事と家庭の両立支援を充実するなど、児童育成事業の推進を図ることとしている。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、1兆5,147億6,700万円を受け入れることとしている。

7 食料安定供給特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
(1) 農業経営基盤強化勘定	21,769	9,249
(2) 農業経営安定勘定	233,041	233,041
(3) 米管理勘定	722,028	722,028
(4) 麦管理勘定	549,299	549,299
(5) 業務勘定	12,002	12,002
(6) 調整勘定	1,441,709	1,438,844
(7) 国営土地改良事業勘定	64,505	64,505

米管理勘定においては、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。また、買入及び売渡価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。

調整勘定においては、歳入として、農業経営安定勘定、米管理勘定等における所要の経費の財源に充てるため一般会計から1,389億100万円を受け入れるほか、米・麦の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入7,117億9,000万円を計上しており、歳出として、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定への繰入れに必要な経費等を計上している。なお、行政刷新会議における事業仕分けの結果等を踏まえ、「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の規定により、この勘定の積立金のうち104億6,800万円を一般会計に繰り入れることとしている。

8 社会資本整備事業特別会計

歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
----------	----------

(1) 治水勘定	806,647	806,647
(2) 道路整備勘定	1,886,531	1,886,531
(3) 港湾勘定	210,628	210,628
(4) 空港整備勘定	461,300	461,300
(5) 業務勘定	262,102	262,102

道路整備勘定においては、歳入では、一般会計からの受入れ、国債整理基金特別会計からの受入れのほか、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。歳出では、地域の連携・交流を促進する幹線交通体系の整備、死傷事故率の低減に資する重点的な交通事故対策、快適な通行空間の確保等を図るための無電柱化等を実施することとしている。

以上のほか、登記、地震再保険、エネルギー対策、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○平成22年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収 入（百万円）	支 出（百万円）
25,455	21,313

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）における中小・小規模企業向けの資金繰り対策として、セーフティネット貸付の延長・拡充を実施するとともに、地域活性化等に必要な資金需要に的確に対応することとし、貸付契約額として1,380億円を予定しているほか、沖縄における地場産業振興等のための出資7億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
(1) 国民一般向け業務	235,117	155,630
(2) 農林水産業者向け業務	78,829	72,455
(3) 中小企業者向け業務	145,164	102,913
(4) 信用保険等業務	418,679	1,495,161
(5) 国際協力銀行業務	756,718	743,824
(6) 駐留軍再編促進金融業務	436	433
(7) 危機対応円滑化業務	317,917	437,459

(8) 特定事業促進円滑化業務 874 874

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で 29 兆 2,670 億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で 660 億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは 240 億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金 617 億円を予定している。

国際協力銀行業務においては、資源・エネルギーの安定供給確保・開発促進への取組、我が国企業の海外投資、環境・省エネビジネスの海外展開及び事業環境整備の支援、地球環境の保全を目的とする海外における事業促進の支援並びに国際金融秩序安定への取組に重点を置き、1 兆 4,755 億円の事業（1 兆 4,455 億円の出融資及び 300 億円の証券化に係る貸付債権若しくは債券の譲受等）を行うこととしている。これらの原資として、財政融資資金からの借入金 6,934 億円、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金 355 億円、国際協力銀行業務社債の発行による収入 6,600 億円、貸付回収金等 866 億円を予定している。

3 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入（百万円）	支 出（百万円）
220,425	105,267

開発途上地域の政府等に対して、8,910 億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金 1,044 億円、財政融資資金からの借入金 2,999 億円、国際協力機構債券の発行による収入 1,750 億円及び貸付回収金等 3,117 億円を予定している。

【議院運営委員会】

- **国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第8号）要旨**

本案の改正点は、次のとおりである。

- 一 消費者庁に、国立国会図書館支部消費者図書館を置くこと。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

【災害対策特別委員会】

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第6号）要旨

本案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年延長し、平成27年3月31日までとすること。
- 二 地震対策緊急整備事業計画の策定の義務付けを廃止すること。
- 三 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補強で、地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎に係るものについて、現行法では2分の1とされている国の負担割合を3分の2とすること。
- 四 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、二及び三は、平成22年4月1日から施行するものとする。

【北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会】

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第5号）要旨

本案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等であって本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、拉致被害者等給付金の支給期間をさらに5年間延長するもので、その内容は次のとおりである。

一 国は、北朝鮮当局によって拉致された被害者であって帰国したもの及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者等」という。）が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、10年を限度として、毎月、支給するものとする。

二 この法律は、公布の日から施行すること。

決議案

【委員会】

（総務委員会）

○地方税財政基盤の早期確立に関する件

地方公共団体が安定的かつ充実した行財政運営を行い得る地方税財政基盤を早期に確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 一 現下の厳しい経済環境の下において、地方財政の収支の悪化が急激に進み、地方の疲弊も極めて深刻化していることにかんがみ、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含め、国、地方を通ずる抜本的な見直しを検討すること。
 - 二 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。
 - 三 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
 - 四 地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、特に財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うこと。
 - 五 政策的促進策の下に、多くの市町村合併が行われてから相当の期間が経過している現在、合併当時に予想できなかった社会経済情勢の変動が生じている団体も多いことにかんがみ、合併市町村の合併に伴う特例措置の適用状況と行財政運営の現状を分析し、これを踏まえ、合併市町村の今後の行財政運営に不測の支障が生じることがないように、適切な措置を講ずること。
- 右決議する。

○過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件

過疎地域は、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しく、

農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。

一方、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等はもとより、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。

過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について、過疎地域以外の都市部等の住民を含む国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

こうした現状認識にかんがみ、今般、本委員会は過疎地域自立促進特別措置法の失効期限について6年間の延長を行うとともに、平成17年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加するほか、いわゆるソフト事業に対する支援措置の拡充を図ること等を内容とする過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案を提出することとした。

以上を踏まえ、政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。

- 一 過疎地域を中心に集落の高齢化が進行するとともに、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が増加し、これらの集落において、相互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。
- 二 各地域の実情に応じた主体的な取組を最大限尊重すること。
- 三 過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。

五 今般の法律案については、過疎地域からの要望を踏まえ、過疎対策事業債の対象を拡充し、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など、住民の将来にわたる安全・安心な暮らしを確保するために実施するいわゆるソフト事業についても対象としたところであり、その趣旨を踏まえ、制度の運用に当たっては、次の事項について特に留意すること。

1 過疎対策事業債については、引き続き所要額を確保するとともに、特にソフト対策に係る資金の確保・充実に万全を期すこと。

2 過疎地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を十分尊重すること。

六 過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後3年を目途として、その検討結果や平成22年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

(文部科学委員会)

○公立学校施設耐震化等の早期実施に関する件

政府は、学校の耐震化等を早期に推進するため、左記の事項について所要の対策を講ずるべきである。

一 地方公共団体から要望のある学校施設の耐震化や老朽化対策について、地域経済の活性化、子どもの安全・安心の確保を図る観点から、「経済危機対応・地域活性化予備費」を積極的に活用し、政府として財政措置を講ずること。

二 予算の執行に当たっては、多くの地方公共団体が夏休みの期間などに予定している耐震化等の工事に向けた準備を安心して行うことができるよう、格段の配慮を行うとともに、政府の具体的な対応方針を速やかに示すこと。

三 公立学校施設の耐震化や老朽化対策等について、政府は学校施設全体の状況を正確に把握し、地方公共団体の要望を踏まえた計画的な実施ができるよう、平成23年度以降も十分な財政措置を講ずること。

右決議する。

（農林水産委員会）

○平成22年度畜産物価格等に関する件

リーマンショック以降の世界的な金融危機に端を発して、我が国の経済は低迷を続けている。そうした中で、我が国畜産・酪農経営は配合飼料価格の高止まりに加え、畜産物の需要と価格が低迷し、全国で離農が相次ぐなど、かつてない厳しい状況にある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、畜産物の需要を喚起するとともに、困難に直面する農家が将来を展望できる畜産・酪農政策を確立するため、平成22年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 W T O 農業交渉及び E P A 交渉に当たっては、平成18年12月の本委員会決議の「日豪 E P A の交渉開始に関する件」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。

二 牛乳は、昨年3月の飼料価格の高騰を受けた価格の引き上げで一息ついたのも束の間、牛乳並びに乳製品の需要の低迷で、低価格の成分調整牛乳への傾斜と乳製品の在庫が膨らんでいる。

ここで、牛乳の生産を低下させることになった場合、これまで培ってきた努力を崩し将来に禍根を残すことになりかねない。今回の決定に当たっては、現行の生産レベルの維持を基本に、需要の拡大対策を強化するとともに、加工限度数量及び補給金単価を適正に決定すること。

三 国民の食における牛乳の重要性にかんがみ、学校給食への供給対策をはじめ、消費拡大対策を強化すること。

また、チーズや生クリーム等液状乳製品の供給拡大を図るための対策を継続実施するとともに、都府県における加工を拡大するための乳業工場の再編等、加工施設の整備対策を強化すること。

四 肉用子牛生産者補給金等対策については、保証基準価格を適切に設定すること。また、我が国の貴重な財産でもある黒毛和種については、重層化している事業を簡素化するとともに、生産コストを賄える支援水準を確保すること。

五 肉用牛肥育対策については、「マルキン事業（肉用牛肥育経営安定対策事業）」・「補完マルキン事業（肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業）」・

「ステップ・アップ事業（肥育牛経営等緊急支援特別対策事業）」等の対策が講じられているが、平成21年度までの事業であり、これらの仕組みを一本化した肥育経営のセーフティネット対策として、わかりやすい仕組みに見直し拡充すること。

また、その場合、農家負担の軽減を念頭に置いた対策を講ずること。

六 養豚対策については、必要に応じ（独）農畜産業振興機構による買い上げや調整保管を機動的に実施するとともに、平成21年度までの事業である肉豚価格差補てん緊急支援対策事業を抜本的に見直し、肉豚マルキンともいえるべき全国的なわかりやすい事業として拡充すること。

七 配合飼料価格安定制度については、飼料価格が高位水準にとどまっている現状のような場合、価格安定対策としては機能しないことから、発動要件等について検討を行うこと。また、農家負担軽減を図る観点から、借り入れにより対応してきた資金の償還について支援対策を講ずるとともに、家畜飼料特別支援資金等の継続・強化対策を図ること。

八 自給飼料対策の重要性にかんがみ、草地基盤整備事業の拡充や、コントラクター、ヘルパー、TMRセンター、リース事業等の十分な予算の確保に努めること。さらに、耕作放棄地・畑地における自給飼料生産による活用や循環型農業推進に向けた堆肥施設や流通体制の整備を抜本的に強化すること。

九 畜産の担い手育成の観点から、きめ細かな新規就農対策の充実や、子ども酪農体験学習等消費者との交流活動の強化に取り組むこと。

十 食の安全と消費者の信頼の確保を図るため、加工食品と外食の原料原産地表示の義務対象の拡大を早急に検討するとともに、米国産牛肉の輸入条件については、科学的根拠に基づき慎重に対応すること。

併せて、景気の悪化で生じている、国産の食肉や鶏卵、牛乳、乳製品の消費拡大対策に取り組むこと。

十一 平成23年度以降の畜産・酪農に係る経営安定対策等については、畜種ごとの実態等を十分に踏まえ、生産者・消費者等関係者の意見を聴きながら、幅広い観点から現行対策の検証を行い、平成22年度中を目途に制度や基金の在り方について明らかにすること。その際、沖縄の本土復帰時に特別措置として認められた牛肉調整金制度が消滅し、その代替として設けられた沖縄食肉価格安定基金について、価格差や県外移出の必要性等沖縄の特殊要因に十分配慮すること。

右決議する。

(災害対策特別委員会)

○地震防災対策の推進に関する件

政府は、地震防災対策のより一層の推進を図るため、地震の発生確率を予測する長期評価等地震に関する調査研究の成果を踏まえ、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 地震による倒壊の危険性が高い全国の学校施設等の耐震化については、特に喫緊の課題であることから、その促進に万全を期すること。
- 二 チリ中部沿岸を震源とする地震による津波の際の避難状況を詳細に検証し、津波に対する住民の避難意識の向上を図るとともに、より効果的な避難対策の実施に向けて、ハザードマップの整備、防災教育の普及等に努めること。
- 三 我が国は、全国どこでも地震が発生し得る地震国であることから、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進については、地域において格差が生じないように、今後１年以内に検討を加え、充実強化のために必要な措置を講ずること。

右決議する。

通過議案概要一覧

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	○ 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 1 号）	国税収入の減額にかかわらず、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、平成21年度分の地方交付税の総額について一般会計からの加算措置を講ずるもの。	1/18	1/28
	○ 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設等の所要の措置を講ずるもの。	2/ 9	3/24
	○ 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	平成22年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置を延長し、あわせて、子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充する等の所要の措置を講ずるもの。	2/ 9	3/24
	○ 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	市町村の合併の特例等に関する法律の期限を10年間延長するとともに、都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止する等の所要の措置を講ずるもの。	2/ 9	3/26
	○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けようとするもの。	2/ 9	5/21
	○ 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第 3 号）	過疎地域自立促進特別措置法の期限を 6 年間延長するとともに、過疎地域の要件を追加するほか、過疎対策事業債の対象経費を拡充する等の措置を講ずるもの。	3/ 2	3/10

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	○戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案（参議院提出、参法第9号）	戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めるもの。	5/20	6/16
	○放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	日本放送協会の平成22年度予算である。受信料の額を前年度どおりとし、一般勘定事業収支については、事業収入6,786億円、事業支出6,847億円、事業収支における不足額が61億円となっているもの。 なお、事業収支の不足額61億円のほか、債務償還に要する10億円及び建設費の一部48.9億円の計120億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんする。 事業運営に当たっては、国内・国際放送の充実、効果的かつ効率的な業務運営、受信料の公平負担に向けた取組の強化、デジタルテレビジョン放送の普及等に取り組むとしている。	2/ 9	3/31
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を65人増加し、判事補の員数を20人減少するもの。	1/29	3/26
	○国際受刑者移送法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	受刑者の移送について、欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に基づくものに限らず、今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づくものについても行うことができることとするもの。	2/23	4/23
	○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）（参議院送付）	人を死亡させた犯罪に対する適正な公訴権の行使を図るため、これらの犯罪のうち、法定刑に死刑が定められているものについて公訴時効の対象から除外し、法定刑に懲役又は禁錮が定められているものについて公訴時効期間を延長するとともに、刑の時効等について所要の見直しを行うもの。	3/12	4/27
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	在ベナン日本国大使館の位置を「ポルトノボ」から「コトヌ」へ改正し、在コタキナバル日本国総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するほか、外務公務員の研修員手当の号を追加するもの。	2/ 2	3/26

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○ 刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	我が国とロシア連邦との間で、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を条約に基づく義務として実施するものとし、これまで外交ルートを通じて行っていた共助を中央当局を指定して直接行うこと等について定めるもの。	2/23	4/23
	○ 刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	我が国と欧州連合加盟国との間で、捜査、訴追その他の刑事手続（司法手続を含む。）に関する共助を協定に基づく義務として実施するものとし、これまで外交ルートを通じて行っていた共助を各国が中央当局を指定して直接行うこと等について定めるもの。	2/23	4/23
	○ 刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	我が国とタイ王国との間で、相手国で服役中の自国民受刑者に母国において刑に服する機会を与えるため、タイ王国において刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服しているタイ人受刑者を母国に移送するための手続等について定めるもの。	2/23	4/23
	○ 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	我が国とバミューダとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するもの。	2/23	5/19
	○ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	我が国とシンガポール共和国との間の現行租税協定の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿った内容に改めるもの。	2/23	5/12

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	我が国とマレーシアとの間の現行租税協定の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿った内容に改めるもの。	2/23	5/12
	○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	我が国とベルギー王国との間の現行租税条約の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿った内容に改めるもの。	2/23	5/12
	○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	我が国とルクセンブルグ大公国との間の現行租税条約の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿った内容に改めるもの。	2/23	5/12
	○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	我が国とクウェートとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を軽減すること等について定めるもの。	3/ 9	5/19
	○社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付）	我が国とアイルランドとの間で、年金制度に関する法令の適用調整及び年金制度の加入期間を通算することについて定めるもの。	3/ 9	5/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）	我が国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの。	3/ 9	5/27
	○特権及び免除に関する日本国政府と国際移住機関との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）（参議院送付）	我が国と国際移住機関との間で、機関並びにその加盟国の代表者、事務局長、事務次長及び職員が享有する特権及び免除等について定めるもの。	3/ 9	6/16
	○国際再生可能エネルギー機関憲章の締結について承認を求めるの件（条約第13号）（参議院送付）	再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的とする国際機関として国際再生可能エネルギー機関を設立することについて定めるもの。	3/ 9	6/16
	○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）	我が国とカザフスタン共和国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの。	3/12	5/19
財務金融	○平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出第3号）	平成22年度における国の財政収支の状況にかんがみ、公債発行の特例措置を定めるほか、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置等を定めるもの。	1/22	3/24
	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	平成22年度税制改正に関連する、扶養控除の見直し たばこ税の税率の引上げ 市民公益税制（寄附税制）の拡充 租税特別措置の見直し 燃料課税及び車体課税の見直し—等の改正を行うもの。	2/ 5	3/24
	○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（内閣提出第15号）	租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるもの。	2/ 5	3/24

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
財務金融	○ 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について、暫定税率等の適用期限の延長 水際取締り強化等のための罰則水準の見直し—等の改正を行うもの。	2/ 9	3/26
	○ 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	日本政策金融公庫が民間金融を補完することを旨としつつ、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融機能を担うことができるよう、所要の改正を行うもの。	2/ 9	3/31
	○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制の強化等、所要の改正を行うもの。	3/ 9	5/12
文部科学	○ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（内閣提出第5号）（修正）	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするもの。 なお、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは所要の見直しを行うことを内容とする修正を行った。	1/29	3/31
	○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応し、放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備等の措置を講ずるもの。	3/ 5	4/28
	○ P T A ・ 青少年教育団体共済法案（文部科学委員長提出、衆法第19号）	P T A 及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とするもの。	5/14	5/26

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	○雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	平成21年度における失業等給付に係る国庫負担として3,500億円を追加投入するとともに、平成23年度以降の国庫負担を本則（1/4）に戻す旨を規定するもの。	1/18	1/28
	○平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案（内閣提出第6号）（修正）	次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、月額13,000円の子ども手当を支給するもの。 なお、子ども手当の支給対象とならない児童養護施設入所児童等に対する支援等を含め制度の在り方に係る検討規定を加える等の修正を行った。	1/29	3/26
	○介護保険法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	介護保険法施行前からの特別養護老人ホーム入所者に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減に係る経過措置について、その期間を当分の間延長するもの。	1/29	3/31
	○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	1週間の所定労働時間が20時間以上であって31日以上雇用見込みの者を雇用保険の適用対象とするとともに、雇用保険二事業について失業等給付の積立金から借り入れることができる暫定措置を講じようとするもの。	1/29	3/31
	○医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）（修正）	国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険及び後期高齢者医療の各制度について、保険料の上昇を抑制し、医療保険制度の安定的運営を図るため、財政支援措置等を講じようとするもの。 なお、原案において「平成22年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改める修正を行った。	2/12	5/12
	○児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	児童扶養手当について、父子家庭を新たに支給対象とするもの。	2/12	5/26

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	○ 国民年金法等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第13号）	障害年金受給開始後に、子又は配偶者を有するに至った場合にも障害年金の額を加算するもの。	4/ 9	4/21
	○ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第14号）	平成22年 1 月に日本年金機構が発足したこと等に伴い、遅延加算金の支給に係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定等を整備するもの。	4/ 9	4/21
	○ 母体保護法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第 6 号）	受胎調節の実地指導を行う助産師等が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を 5 年間延長し、平成27年 7 月31日までとするもの。	5/11	6/16
農林水産	○ 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	農業経営に関する金融上の措置の改善を図るため、農業改良資金の貸付主体を株式会社日本政策金融公庫等に変更し、農業改良資金等について、政府が当該公庫等に対し利子補給を行うとともに、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象に銀行等の貸付けを追加するもの。	2/ 9	4/ 2
	○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案（内閣提出第45号）（修正）	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備に寄与するため、公共建築物等の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずるもの。 なお、国の責務として、必要な財政上及び金融上の措置に関する規定及び木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方の検討に関する規定を追加する等の修正を行った。	3/ 9	5/19
	○ 口蹄疫対策特別措置法案（農林水産委員長提出、衆法第26号）	平成22年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置を講ずるもの。	5/26	5/28

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案（内閣提出第30号）	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業を促進するため、当該事業の実施に必要な資金調達の円滑化措置及びエネルギー環境適合製品の需要開拓のためのリース保険制度の創設を行うもの。	2/12	5/21
	○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	近年の国際的な資源獲得競争の激化などを踏まえて、金属鉱物の採掘権等の買収に係る業務及び政府保証付き長期借入金等の対象の拡充、本部の川崎市から東京都への移転等の措置を講ずるもの。	2/12	5/26
	○小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	最近の個人事業の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業者の範囲を拡大し、個人事業主の配偶者や後継者を始めとする共同経営者を加入対象とする等の措置を講ずるもの。	3/11	4/14
	○中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	中小企業倒産防止共済制度について、共済金の貸付限度額を政令事項に改めるとともに、共済金の貸付けを行う事由に私的整理の一部を追加する等の措置を講ずるもの。	3/11	4/14
	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第173回国会承認第1号）	外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から実施されている北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、延長期間を1年間として、平成21年4月14日以降も当該措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの。	(2009) 10/27	3/26
	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第173回国会承認第2号）	平成21年5月25日の北朝鮮による2度目の核実験を実施した旨の発表を受け、北朝鮮に対し更なる厳格な措置をとることが必要と判断し、外国為替及び外国貿易法に基づいて同年6月18日から実施されている北朝鮮を仕向地とする貨物を全面輸出禁止するなどの措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの。	(2009) 10/27	3/26

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○ 国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（内閣提出、第173回国会閣法第12号）	北朝鮮による核実験の実施等の一連の行為をめぐり、国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物の検査等の措置を講ずるもの。	（2009） 10/30	5/28
	○ 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	平成21年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成22年度を初年度とする計画を策定することとするとともに、同計画の対象となる国土調査事業に、地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を追加するほか、都道府県又は市町村が一定の要件を満たす法人に国土調査の実施を委託することができることとする等の措置を講ずるもの。	1/29	3/31
	○ 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第10号）	国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するとともに、経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行うもの。	1/29	3/31
	○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書 及び附属書 の改正に対応するため、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う一定のタンカーに、船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示、当該積替えの際の事前通報等を義務付けるとともに、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大すること等の措置を講ずるもの。	1/29	5/12
	○ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案（内閣提出第16号）	我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設等の措置を講ずるもの。	2/ 9	5/26

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第 3 号）	特定船舶の入港禁止措置についての平成18年 7 月 5 日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の期間について、平成23 年 4 月13日まで 1 年延長する変更をしたため、特定船舶入港禁止法第 5 条第 1 項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの。	4/16	5/28
環境	○ 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、ばい煙量等及び排出水等の汚染状態の測定結果の記録義務違反に対して罰則を設けるとともに、ばい煙の排出抑制及び汚水等による水質汚濁の防止のための必要な措置等の実施に関する事業者の責務を定める等の措置を講ずるもの。	3/ 2	4/28
	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度及び廃棄物処理施設の定期検査制度を導入するとともに、廃棄物の不法投棄等に関する罰則を強化する等の措置を講ずるもの。	3/ 5	5/12
予算	○ 平成21年度補正予算（第 2 号、特第 2 号）	歳出面において、明日の安心と成長のための緊急経済対策を実施するための経費の追加等を行うとともに、平成21年度第 1 次補正予算の執行の見直しによる執行停止額の減額を行う一方、歳入面において、租税及印紙収入の減収を見込むとともに、公債金の増額を行うもの。 この結果、平成21年度一般会計第 2 次補正後予算の総額は、一般会計第 1 次補正後予算に対し歳入歳出とも846億円増加し、102兆5,582億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、それぞれ所要の補正措置を講ずる。	1/18	1/28

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
予算	○平成22年度一般会計予算 ○平成22年度特別会計予算 ○平成22年度政府関係機関予算	国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく観点から、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点をおいて編成されたもの。 一般会計予算の規模は、92兆2,992億円となっている。 特別会計予算は、特別会計の見直しを着実に実施することとし、18の特別会計について予算を計上、政府関係機関予算は、3 機関について、予算を計上している。	1/22	3/24
議院運営	○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第8号）	消費者庁に、国立国会図書館支部消費者庁図書館を置くもの。	3/26	3/31
災害対策	○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第6号）	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成27年3月31日まで5年延長する等の措置を講ずるもの。	3/17	3/31
拉致問題	○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第5号）	北朝鮮当局によって拉致された被害者等であって本邦に永住するものが置かれている状況にかんがみ、拉致被害者等給付金の支給期間をさらに5年間延長するもの。	3/16	3/31

【参考】 閉会中審査議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	○ 政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、内閣官房に国家戦略局を、内閣府に行政刷新会議及び税制調査会をそれぞれ設置するとともに、国家戦略官等の新たな政治任用職を設ける等の措置を講ずるもの。
	● 地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号) (自・公)	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びに地域住民等の役割を明らかにするとともに、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの。
	● 死因究明推進法案(下村博文君外5名提出、衆法第30号) (自・公)	死因究明の推進について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、死因究明の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備するもの。
	● 国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外6名提出、衆法第32号) (自・公・み)	職員団体の業務の実態にかんがみ、公務に対する国民の信頼の確保を図るため、職員団体と当局との交渉の内容を公表するとともに、勤務時間中に職員団体の業務に短期間従事することができる制度を廃止するもの。
総務	○ 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第56号)(参議院送付)	内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを見直すため、関係41法律を改正する等の措置を講ずるもの。
	○ 国と地方の協議の場に関する法律案(内閣提出第57号)(参議院送付)	地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに地方公共団体の長及び議会議長の全国的連合組織の代表者が協議を行う国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象その他所要の事項を定めるもの。
	○ 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第58号)(参議院送付)	地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するため、所要の措置を講ずるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
法務	● 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外 3 名提出、第173回国会衆法第 5 号）（自・公）	児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの。
財務金融	○ 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）	平成17年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行うことを可能とするもの。
文部科学	● 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外 3 名提出、衆法第 4 号）（自・み）	公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合について、罰則を設けるもの。
	● スポーツ基本法案（森喜朗君外 5 名提出、衆法第29号）（自・公）	スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。
厚生労働	○ 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	高齢期における所得の一層の確保を支援するため、徴収時効が経過した一定期間の国民年金保険料を本人の希望により納付できることとするとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入することなど企業年金制度等の改善の措置を講ずるもの。
	○ 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）（参議院送付）	今般の新型インフルエンザと同様の事態が発生した場合において予防接種の対応に万全を期するため、新たな臨時の予防接種の類型を創設する等所要の措置を講ずるもの。
	○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、違法派遣の場合に派遣先が派遣労働者に労働契約の申込みをしたものとみなすことなど派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置を講ずるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（馳浩君外 4 名提出、第173回国会衆法第 6 号） （自・公・み）	障害者の虐待を防止するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めるもの。
	● 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外 6 名提出、第173回国会衆法第12号） （自・公）	施設で就労する障害者の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設から物品等を調達するよう努めるものとするもの。
農林水産	○ 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案（内閣提出第50号）	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進による農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化を図るため、基本方針の策定並びに総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、農業改良資金の貸付け等に関する特例措置を講ずるもの。
	● 国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案（山本拓君外 4 名提出、衆法第21号） （自）	地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進して国産の農林水産物の消費を拡大し、もって消費者の利益の増進、農林水産業等の振興及び地域の活性化並びに食料自給率の向上を図るとともに、環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とするもの。
	● 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外 4 名提出、衆法第35号） （自）	農業、森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能を維持し、及び増進していくためには農林水産業に対する国等の支援が不可欠であることにかんがみ、農林水産業者等に対して交付金を交付し、もって、これらの多面的機能の適切かつ十分な発揮を図ることを目的とするもの。
経済産業	○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講じるもの。
国土交通	○ 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（内閣提出第36号）（参議院送付）	賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業を営む者及び家賃等弁済情報提供事業を営む者について登録制度を実施し、これらの事業に対し必要な規制を行い、家賃債務保証業者及び家賃等弁済情報提供事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、家賃等弁済情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、あわせて賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関する不当な行為を規制するもの。

委員会名	議 案 名	概 要
国土交通	○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）（参議院送付）	河道閉塞（天然ダム）等による重大な土砂災害が急迫している場合において、市町村が住民への避難指示等を適切に行えるよう、国又は都道府県による緊急調査の実施、土砂災害が想定される区域及び時期の市町村への通知及び一般への周知等について必要な事項を定めるもの。
	○国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（内閣提出第42号）	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対しコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、貨物自動車運送事業者等及び運転者が当該運送に関し遵守すべき事項等について定めるもの。
	○航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講ずるもの。
	○高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出第51号）	高速道路の整備過程の透明性の向上を図りつつ、その通行者等の利便の増進等を図るため、高速自動車国道の整備計画の策定等に当たっては、社会資本整備審議会の議を経なければならないこと等とともに、高速道路利便増進事業の範囲の拡大等所要の措置を講ずるほか、国土開発幹線自動車道建設法を廃止するもの。
	●北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外 5 名提出、衆法第11号） （自）	北海道知事による観光振興計画の作成及びこれに基づく観光の振興を図るための特別の措置等北海道における観光の振興に関し必要な事項を定めるもの。
	●離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外 4 名提出、衆法第33号） （自）	奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島を含む離島について、その自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、その振興のための施策を拡充するもの。
	●離島航路航空路整備法案（武部勤君外 4 名提出、衆法第34号） （自）	離島航路航空路の整備を促進するため、離島航路航空路の整備について、基本理念を定め、国、関係地方公共団体及び離島航路航空路事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、整備計画の作成、離島航路航空路事業者への補助等について定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
環境	○環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）（参議院送付）	法の施行後の状況の変化及び施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業計画の立案段階における環境保全のために配慮すべき事項についての検討（いわゆる戦略的環境アセスメント）、環境保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講ずるもの。
	●低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外 4 名提出、衆法第 7 号） （自）	低炭素社会づくりに関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、中長期的な目標の設定、低炭素社会づくり国家戦略の策定等の低炭素社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めるもの。
	●気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、衆法第15号） （公）	気候変動対策を推進するため、同対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、気候変動対策の基本となる事項等を定めるもの。
安全保障	○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 27 号）	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業を拡大しようとするもの。
	●国際平和協力法案（中谷元君外 4 名提出、衆法第24号） （自）	国際平和協力活動及び物資協力、これらの実施の手続その他の必要な事項を定めるもの。
	●国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外 4 名提出、衆法第25号） （自）	国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送の職務に従事する警察官、海上保安官若しくは海上保安官補又は自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の国際緊急援助活動等を行う者若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防衛のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとするもの。
	●自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外 7 名提出、衆法第31号） （自）	外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、より広範に対応できるよう、生命又は身体の保護を要する邦人について、その避難のために必要な輸送及び輸送の際の警護並びにこれらの措置を実施する際の権限について定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	○平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）	平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった額について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定により補てんするため、同資金から一般会計歳入に組み入れられた額、7,181億7千万円余。
	○平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から平成21年3月17日までの間において決定された使用額は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費等11件、計297億円余。
	○平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第173回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年6月27日から平成20年11月21日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額等2特別会計15件、計427億9千万円余。
	○平成20年度一般会計歳入歳出決算 平成20年度特別会計歳入歳出決算 平成20年度国税収納金整理資金受払計算書 平成20年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入89兆2,082億2千万円余、歳出84兆6,973億9千万円余であり、差引き剰余は4兆5,108億3千万円余。 特別会計の決算額は、21の特別会計があって歳入合計387兆7,395億2千万円余、歳出合計359兆1,982億2千万円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額56兆1,857億8千万円余、一般会計の歳入への組入額等は55兆5,283億9千万円余であり、資金残額は6,573億8千万円余。 政府関係機関の決算額は、9つの機関があって収入合計1兆8,248億4千万円余、支出合計1兆7,847億3千万円余。
	○平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成20年度末現在額は、平成19年度末現在額より2兆7,986億3千万円余減少し、102兆3,690億3千万円余。
	○平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が自治体等は無償で貸付けている国有財産の平成20年度末現在額は、平成19年度末現在額より27億5千万円余増加し、1兆886億8千万円余。

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	○平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年６月30日から平成21年12月22日までの間において決定された使用額は、新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費、新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費等８件、計626億２千万円余。
	○平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）	特別会計予備費予算総額9,924億4,750万円のうち、平成21年12月15日から平成22年１月20日までの間において決定された使用額は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等１特別会計２件、計50億７千万円余。
	○平成21年度特別会計予算総則第７条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第７条第１項の規定により、平成21年６月30日から平成21年11月27日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等３特別会計８件、計390億４千万円余。
	○平成21年度特別会計予算総則第７条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第７条第１項の規定により、平成22年２月23日から平成22年３月26日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等２特別会計２件、計125億２千万円余。
議院運営	●国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案（小沢一郎君外６名提出、衆法第20号） （民・社・国民）	政府特別補佐人から内閣法制局長官を除くほか、内閣府に置かれる副大臣の定数を２人、大臣政務官の定数を６人増員し、法務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省に置かれる大臣政務官の定数をそれぞれ１人増員するもの。
災害対策	●津波対策の推進に関する法律案（二階俊博君外６名提出、衆法第28号） （自・公）	津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めるもの。
倫理選挙	●政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第３号） （公）	政治資金収支報告書の虚偽記載等があった場合において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の「選任」又は「監督」のいずれか一方について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処することとするもの。

委員会名	議 案 名	概 要
倫理選挙	● 政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外 4 名提出、衆法第 2 号） （自・公）	政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散を決定した日後は、政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出として寄附をすることができないこととするもの。
	● 公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外 4 名提出、衆法第18号） （自）	近時におけるインターネット等の普及にかんがみ、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治への参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの。